

2014年度大阪府交渉の記録

<教育>

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために支援学校を建設してください。

①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、現在増設がすすめられている新校に加えて、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。

【基本回答】

府内知的障害支援学校の児童生徒数の増加への対応と、卒業後の就労を通じた社会的自立の支援のため、平成21年3月に府立支援学校施設整備基本方針を策定し、府内4地域（豊能三島・北河内・中河内・泉北泉南）で、小学部・中学部・高等部のある知的障害支援学校各1校の整備を進めている。また、豊能三島地域・北河内地域・泉北泉南地域の3地域には、職業学科のある知的障害高等支援学校を併設することとしている。平成26年度には、泉北泉南地域が4月に、泉南支援学校・すながわ高等支援学校として開校した。北河内地域・中河内地域においては建築工事中である。

平成26年2月に行った、将来推計の見直しでは、府内全域では今後10年間の府立支援学校における知的障害児童生徒数は、現在の児童生徒数よりおよそ550人増加するが、その伸びは大幅に鈍化する見込みであり、平成26年度・27年度において整備中の新校3校が開校することなどにより、府内全域で現状よりさらに、およそ500人程度の受け入れが可能となり、今後の児童生徒数の動向を注視する必要があるが、直ちに新校整備に着手しなければならない状況にはないと考えている。

発言／最初から300人以上の規模を想定することは、適正規模の考え方からも外れているのではないかと。適正規模は150から200人とされている。

回答／適正規模については小・中・高合わせて150人から200人規模とされているが、高校跡地の利用などでの整備でもあり、300人規模であっても十分対応できるものと考えている。直ちに振興整備に着手する考えはない。

発言／学校規模が大きくなれば、通学区域割りなどで矛盾が生じる。将来的にもその考え方はかわらないのか。

回答／昨年末の将来再推計に基づく対応を行うこととしている。通学区域割り、既存後者の活用等での対応が可能と考えている。通学バスの乗車時間も60分以内に設定するよう努力している。

発言／岸和田に住みながら学校は泉南。地元での就職等の開拓も大変ではないか。小・中・高のそれぞれの適正規模はいくらくらいと考えているのか。

回答／現状で何人と言う事は示していないというのが府の考え方。それぞれ個別の事情に合わせた対応となっている。

発言／300人の根拠は何か

回答／小学部70人、中学部80人、高等部150人を想定して300人とさせていただいている。平成4年に出ている数字をもとに平成20年度に様々なソフト的な対応がなされているという状況を踏まえて考えているということだ。

発言／通学区域割りで対応することには無理がある。転用教室がありそのうえで通学区域を調整してやりくりをするというやり方は問題。さらに550人増加するという推計が出ているのだから、すぐに学校建設に着手しないといけないのではないかと。

回答／現時点での対応策として、ただちに学校建設は考えていないが、これ以上のものが出てくるのであれば、その段階で判断しないといけないと考えている。

発言／現在でも異常な事態だ。これ以上の事態があればという前提は撤回していただきたい。

②堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。または、堺市立百舌鳥支援学校および上神谷支援学校に高等部を設置するよう、堺市

と協議するなど、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。

【基本回答】

平成26年度には、知的障害支援学校の在籍者数の増加に対応し、平成27年4月開校をめざし、北河内・中河内地域において知的障害支援学校を整備しているところ。堺泉北地域の生徒数増加の対応としては、堺市の美原区・東区・北区の一部を、中河内地域支援学校（仮称）に、通学区域割の変更を行う予定。

③泉南地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設してください。

【基本回答】

泉南地域の肢体不自由支援学校建設については、既存の学校において対応が可能と判断している。

④交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。

【基本回答】

府立交野支援学校四條畷校については、平成21年3月に策定した府立支援学校施設整備基本方針に基づき、新校が建設されるまでの児童生徒数の増加への対応として、仮校舎として整備開校したところ。府立交野支援学校四條畷校については、府内の知的障害支援学校の児童生徒の増加に対応するため、北河内地域における新校開校後も当面分校として継続する予定であり、本校として整備する計画は無い。

発言／四条畷校を当面存続していただいたことはありがたいが、当面の措置という前提には納得できない。中途半端な状況が続くことについて学校と父母にきちんと説明をしてほしい。本校としていただきたい。

回答／現在のところ当面の間としかお答えできない。

⑤通学時間、教育条件の改善のために、北河内地域に肢体不自由支援学校を増設してください。

【基本回答】

北河内地域の肢体不自由支援学校建設については、既存の学校により対応可能と判断している。

⑥府内の新設校に関しては、教職員・父母の意見を尊重してください。とりわけ「特別支援学校施設整備指針」改定に伴う都道府県知事・教育長あての文科省通知（19文科施第160号 平成19年7月24日）の「1、計画的な整備」にある「なお、都道府県と市町村の教育委員会は、密接な連携を図るとともに、その他の関係機関などとも連携を図りつつ、専門家、教職員、地域の人々の参画を促すなどして、関係者間で共通理解が得られるよう努めること」を最大限尊重し、必要に応じて府教委としての説明会を開催してください。

【基本回答】

府内4地域の新校整備については、平成21年3月に策定した府立支援学校施設整備基本方針に基づき、特別支援学校施設整備指針の基本的な考え方や、留意事項もふまえ整備を進めている。今年度4月には、泉北泉南地域に泉南支援学校を開校した。他の2地域においても、来年度の開校に向けて計画的に整備をすすめている。整備に関するご意見については、今後とも学校長を通じお聞きしていく。保護者等に対する説明会についても、これまでと同様必要に応じて開催していく。

⑦障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域に配慮（放課後等デイサービスの利用を含む）するとともに、新校移行への経過措置を設けるなど、個別の事情等も含め、柔軟に運用してください。そして、保護者等に対して建設予定地見学会を実施し、周辺道路や環境の整備改善を行うとともに、開校時には円滑に通学バス運行や給食の実施ができるようにし、教育内容等について出身校からの引き継ぎが円滑に行えるようにしてください。向陽学園の子どもたちだけ新校へ通学区域変更することをやめ、八尾支援学校の校区内の子どもたちと変わらず平等な通学区域割をしてください。

【基本回答】

府立支援学校の通学区域割については、施設規模や通学バス乗車時間等を考慮しながら、市町村を超えて広域に設定している。保護者等に対しては、通学区域割説明会を昨年10月以降継続して実施し、ご意見やご要望をお聞きしているところであり、課題解決に向け関係機関とも調整しているところ。あわせて、今後開催する教育相談において、個別の事情についてお聞きし、必要な対応を行っていく。保護者等に対する建設予定地見学会は、現在建設工事中であるため、工事完了後には実施させていただく予定。周辺道路や環境の整備改善については、道路等を管理する所管課他、関係諸機関に引き続き必要な働きかけをおこなっていく。

新校の通学バスの運行や給食については、円滑に実施できるようつとめていく。教育内容等についての出身校からの引継ぎについては、関係の学校間での十分な連携と調整が行われるように、必要な指導助言を行っていく。

向陽学園から支援学校に通学する児童生徒数が、平成23年度16人であったが、今年度は33人と増加しており、今後も増加する見込みである。こういった状況を踏まえて、新たに整備する支援学校を通学区域割に設定した。なお、この変更に伴い、施設の職員とも連携し、スムーズな移行につとめていく。

発言／放課後等デイサービスについても学校が変わることでこれまで通いなれたところへの通所が継続できなくなってしまう。

回答／すべての課題が解決しているというようには考えていないので、市と連携して対応してまいりたい。

発言／福祉圏域を全く無視した校区割りは納得できない。福祉部局との連携はどうなっているのか。

回答／市町村と連携して対応を進めている。同一視において学校が分かれる場合においても、これまでと同様の対応をしていただけるようお願いをしている。

発言／こだわりの強い子どもがバス停にたどり着くまでに大変な準備がかかっている。朝四時に起きて準備をしている。車にも乗れないのでバスに乗り遅れたらタクシーか自転車で連れていかなければならない。仕事も休まないといけない。こうした実態があることを知ってほしい。

回答／大変さについては理解できる。乗車時間60分以内を目指しつつ、福祉の制度も活用しながら対応いただきたい。

発言／向陽学園の施設の子どもたちだけなぜいっせいで転校しないといけないのか。施設の子どもたちは施設での暮らしを余儀なくされている子どもたちだ。様々な事情があつて子どもを家庭で育てられない子どもたちだけを転校させるのは子どもたちにとっても大きな負担だ。施設の子どもたちを安易な数合わせに使うことはやめてほしい。こだわりも強いので通学バス乗車も大変になることが予想される。

回答／選択・変更はできない。向陽学園の生徒が多いと言う事を踏まえて、八尾支援学校・新校と学園の子どもを分けないことを選択した。今後通学の負担等が大きくなるよう、バス停の位置等についても協議をしているところだ。バスの添乗員の件については、ご意見として承っておく。

⑧富田林支援学校の児童・生徒の増加に対する教育環境整備を充実してください。

【基本回答】

現在、平成27年度4月開校予定の中南河内地域支援学校の整備をすすめており、それに伴い平成27年度以降の富田林支援学校の通学区域割の変更を行うこととした。今後も、教育環境の整備については、学校長を通じご意見をお聞きし、必要な対応を行っていく。

⑨支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないように文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。

【基本回答】

学校教育法施行規則第8章第118条において、「特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編成は、この章に規定するものの他別に定める」と規定されているが、現時点で設置基準が

定められていない。一方、同施行規則第8章では、1学級の児童数や学級編制、教諭の配置基準、教育課程等について一部示されている。また、文部科学省は、平成23年3月、特別支援学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）を改訂し、特別支援教育を推進するための施設設備の基本的な考え方を示している。大阪府では、これらを参考にしながら、府立支援学校の教育環境の整備に努めているところ。なお、文部科学省は、「特別支援学校については、対象とする障害種に応じた多様な施設設備が必要とされること、在籍する児童生徒の障害の状況や、地域の実情等も様々であること等から、各学校の状況に応じて、柔軟な対応が可能となるよう、設置にあたっての基準は、設けられていない」との見解を示しており、大阪府としてもこの考えに立ち、文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望する考えはない。発言／設置基準がないと言うことは、「いくらでもつめ込める」ということであり、障害のある子どもの人権を無視していることになる。

⑩学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急に実施してください。

【基本回答】

現在、平成27年度4月開校予定の中南河内地域支援学校の整備をすすめており、それに伴い平成27年度以降の富田林支援学校の通学区域割の変更を行うこととした。今後も、教育環境の整備については、学校長を通じご意見をお聞きし、必要な対応を行っていく。

⑪同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休みするなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

【基本回答】

高等支援学校を同一敷地内に併設する支援学校においては、選抜実施日の2日間を休みとしているが、これは、高等支援学校の入学者選抜を静謐かつ公正な環境で実施するためのものであり、ご理解願いたい。

発言／土日に選抜試験を実施することはできないのか

回答／高等学校の前期選抜と日程を合わせて実施している。選抜試験の日は全教職員が出勤して対応に当たらないといけない。土日の開催は困難だ。

発言／高等支援学校と、小・中・高の支援学校を併設していることが問題。そもそもの整備計画が問題なのではないか。

2. 聴覚障害・病弱教育を充実してください。

①聴覚障害児教育

ア) だいせん聴覚高等支援学校については以下のことに留意して進めてください。また、大阪府北部地域にも聴覚高等支援学校を設置してください。

i) 通学負担を軽減するため、通学用バス運行など通学条件の改善をはかってください。

（文書回答）

だいせん聴覚高等支援学校は、一人ひとりの力を伸ばし、自立した社会人への育成を図ることを基本理念として掲げています。確実な進路支援を行うためにも、通勤時の公共交通機関の利用や遅刻しない習慣など、社会人として必要な力を日常的に身に付けていくことも重要であると考えており、通学バスの配置等については予定していません。

ii) 「大阪市教育委員会との確認書」を踏まえ、通学が困難な生徒に関しては、大阪市立聴覚特別支援学校への入学を含め、同等の教育権を保障してください。

【基本回答】

だいせん聴覚高等支援学校への通学が困難な生徒については、障害の状況や、本人及び保護者のニーズをふまえ、大阪市立聴覚特別支援学校の受け入れについて、大阪市教育委員会と協議を行っており、引き続き大阪市教委と連携をはかりながら、府教委として適切な対応をしていく。なお、大阪府北部地域における聴覚高等支援学校の設置については、予定していない。

だいせん聴覚高等支援学校は、自立した社会人への育成をはかることを基本理念としてかかっている。確実な進路支援を行うため、通学時の公共交通機関の利用や、遅刻しない習慣など、社会

人として必要な力を日常的に身につけていくことが重要であると考えており、寄宿舎の設置については予定していない。

発言／北摂地域での建設を予定しない理由は何か

回答／市立特別支援学校もあり、学科の分担も含め2校で対応している。通学が困難な場合は、大阪市との確認書に基づき、本人の希望を優先して柔軟に対応させていただいている。現時点では北摂地域での設置は必要ないと考えている。現在では聴覚支援学校だけの選択ではなく家の近くの支援学校等に通われている方もいる。

iii) 寄宿舎を設置してください。

【基本回答】

だいせん聴覚支援学校は、自立した社会人への育成を基本理念として掲げている。確実な進路支援を行う上からも、遅刻しない等の生活習慣を確立する上から、寄宿舎の設置は予定していない。

イ)「聾」学校における3歳未満児対象の早期教育を府として制度化してください。当面2校が実施してきた3歳未満児早期教育相談について、平成25年以降も教育委員会の事業として整備・存続してください。また、現在行われている2校の教育相談・支援サービスの質が低下することのないよう定数加配および教育予算を増やしてください。

【基本回答】

幼稚園への入園資格は、学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定されている。聴覚支援学校において、大阪府独自の制度化を行うことは困難なので、ご理解願いたい。なお、早期教育相談、聴力や補聴器、子育ての悩み、コミュニケーションの方法や、言葉・学習面等については、これまでと同様に実施する。今後とも聴覚障害教育のセンター的役割として、地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応していく。また、教員の配置については、今後とも法令の趣旨や、児童生徒の障害の状況等を勘案し、適切に行っていく。

ウ) 生野聴覚支援学校の駅からの通学路の道路実態を把握し、危険のないよう整備するよう関係機関に働きかけてください。

【基本回答】

生野聴覚支援学校の通学路の安全面については、これまでも学校と情報共有し、必要に応じて関係部局へ改善の要望を行う等の対応をしている。今後も児童生徒が安心して通学できるように、学校や関係部局等との連携に努めていく。

②病弱児教育について、引き続き、入院していない病気療養児を含め、府内すべての病弱児に対する教育保障を充実してください。とりわけ、地元校に在籍している慢性疾患等で登校できていない児童生徒で、保護者が訪問教育を希望し、主治医により病気療養が必要と判断された場合には、速やかに病弱支援学校に籍を移し訪問教育が保障できるようにしてください。

(文書回答)

病気である児童生徒に対する教育は、学習の空白をなくし、治療にも効果のある重要なことであると認識しております。

病弱教育に関しては、刀根山支援学校と羽曳野支援学校本校2校と10分教室にて入院している児童生徒に対して教育を行うとともに、病弱教育機関を院内に持たない病院に入院中の学齢児童生徒、あるいは府立病弱支援学校に在籍しており、退院後に引き続き、前籍校への復帰に向けて自宅療養中の学齢児童生徒に対し、主治医の判断等を参考に、必要に応じて訪問教育を実施しています。

病弱教育の制度上、小中学校に在籍し慢性疾患等で登校できていない児童生徒を病弱支援学校に籍を移して訪問教育を行うことは困難ですが、在籍している学校が家庭訪問を行うなど、当該児童生徒の病状や教育的ニーズをふまえた指導・支援の充実に努めているところです。

今後とも、個々の状況を確認しながら、学習に空白期間が生じないように、病院等の理解と協力を得ながら病弱教育の充実に努力してまいりたいと存じます。

3. 後期中等教育を拡充してください。

①たまがわタイプの学校について、就労に関しての定着率などを明らかにしてください。

【基本回答】

たまがわ高等支援学校で、卒業時に就職した者のうち、平成26年5月現在、続けて勤務している者は、平成23年度は55名中46名、平成24年度は55名中49名、平成25年度は54名中53名となっている。離職した場合は、生徒の居住地のハローワークや、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、再就職に向けてのアフターフォローを行っている。発言/就労数の中には、福祉的就労も含んでいるか。離職者のうち在宅状態となっている人はいるか。

回答/福祉的就労は含まず企業就労の数としてカウントしている。離職者が在宅状態となっているかどうかについては把握していない。再就職した者が何人かいることは把握している。

発言/一般就労100%をめざし取り組まれているが、一般就労しても定着することが大切であるがそのために、どんな教育内容を提供するかということ等についてはきちんと検証されないといけない。そのために離職者の実態をしっかりと把握することが大切なのではないか。

回答/就業・生活支援センターのとの連携も含め対応している。

発言/離職を余儀なくされたときの当事者のダメージは大きい。そうした人たちへの支援で就業・生活支援センターも相当苦勞されている状況がある。

②高等学校の障害児教育

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、必要な施策を講じてください。

(文書回答)

府教育委員会としましては、平成26年度より全ての府立高校において、入学時に生徒、保護者の協力のもと「F高校生活支援カード」を作成し、障がい等により配慮を要する生徒への適切な支援のために、状況を把握する取組みをはじめております。

今後とも、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを推進するとともに、個々の生徒の障がいの状況を的確に把握しつつ、学校生活を送る上で支障が生ずることがないように、必要に応じて施設設備の整備や支援機器の拡充を行い、非常勤講師や、平成23年度からスタートした「障がいのある生徒の高校生活支援事業」による臨床心理士や介助員等の支援を継続してまいります。

イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。

(文書回答)

府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目的(障がい者用)トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。

【基本回答】

府立高校に在籍する障害のある生徒に対する支援については、平成23年度より障害のある生徒の高校生活支援事業をスタートさせ、すべての府立高校に対してスクールカウンセラーを配置し、必要な生徒が在籍する高校に介助員や学習支援員を配置するなど、障害のある生徒に対する支援の拡充をはかっているところ。専門家による巡回相談等の支援については、支援学校のセンター的機能の活用とあわせて、平成21年度から設置した、医師や臨床心理士などからなる専門家チームの活用に努めている。さらに、平成24年度から、高等学校支援教育力充実事業を実施し、自立支援推進校・共生推進校のうち4校の支援教育サポート校が中心となり、府立高校の相談に応じて、自立支援推進校等のこれまで培った教科指導等のノウハウを共有するなど、相談体制の

整備を一層進めていく。また、通級指導教室の設置については、国に要望しているところ。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。
①標準法は最低基準であるという認識に立ち、標準法を下回っている学校については早急に改善するとともに、教職員定数を見直し、児童生徒の実態に見合った教職員の増員をしてください。そして、引き続き国に定数法改善を強く働きかけるとともに、当面、府独自で幼・小・中学部の教職員定数の乗数を、学校入学期に鑑み、幼稚部・小学部は学級数にかかわらず学級数×2に、中学部は5学級以上の場合にも学級数×2にしてください。とりわけ国の定数改善への働きかけの具体的内容を以下のとおり行ってください。

【基本回答】

支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて措置するほか、障害の重度・重複化への対応や、障害の種別に応じた訓練指導などの課題に対応するという観点から、各校の実状や取り組みに応じて、国の定数を活用し、加配を行っているところ。今後とも支援学校における教育水準や、教育課題への対応等も踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していくなかで、適正な教員配置に努めてまいりたい。

ア) 重複学級については、「重度・重複学級」と改め、3人を基準として情緒障害などや医療的ケア必要児の位置づけなどを考慮して対象児の規定を設け、学級編制を行ってください。

【基本回答】

学級編制に当たっては、年度ごとに学校長を通じて学校の実情等を聴取することにより、適切に行なってきたところ。

重複障害学級の対象の幼児・児童・生徒に関しては、法令の主旨や幼児・児童・生徒の障害の状況等を勘案し、法令に定める重複障害はもとより、行動面等の側面も含め、総合的に配慮できるよう努めたいと考えている。

リーディングスタッフの活動を支援するために、平成26年度は、府立支援学校28校2分枝に配置数に応じ、週8時間の非常勤講師を配置している。リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望している。今後とも活動状況等を見きわめながら、内容の充実に努めていく。

イ) 幼稚部については、4、5歳児学級を1学級5名編制とし、3歳児学級を1学級3名編制としてください。

【基本回答】 ウ) と同様

ウ) センターの機能を担う教員定数を当面学校あたり複数配置としてください。

【基本回答】

学級編制に当たっては、年度ごとに学校長を通じて学校の実情等を聴取することにより、適切に行なってきたところ。

重複障害学級の対象の幼児・児童・生徒に関しては、法令の主旨や幼児・児童・生徒の障害の状況等を勘案し、法令に定める重複障害はもとより、行動面等の側面も含め、総合的に配慮できるよう努めたいと考えている。

リーディングスタッフの活動を支援するために、平成26年度は、府立支援学校28校2分枝に配置数に応じ、週8時間の非常勤講師を配置している。リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望している。今後とも活動状況等を見きわめながら、内容の充実に努めていく。

エ) 養護教諭を幼稚部にも配置するなど学部ごとに配置してください。

【基本回答】

養護教諭の配置については、これまでも国の定数を活用して、各学校の実情を考慮しながら複数配置に努めてきたところ。平成22年4月に開校した分枝においては、標準法では高等部の分枝には配置がない養護教諭等についても、生徒数等を考慮して配置したところ。また、平成26年

度当初においても、児童・生徒数の増等を考慮して、複数配置としている。財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員につきましては困難である。

オ) 1学級あたりの教員配置の乗数（規模別定数配置）を改善してください。

【基本回答】

支援学校の教職員の配置については、法令に基づいて各学校の学級数等に応じて配置するほか、障害の重度・重複化への対応や、障害の種別に応じた訓練指導などの課題に対応するという観点から各校の実情や、取り組みに応じて国の定数を活用し、加配を行っているところ。

カ) 障害のある教職員のための職務補助制度を確立し、ヒューマンアシスタントを配置してください。

【基本回答】

障害を有する教職員が勤務する学校においては、校長を通じて当該教職員の状況やニーズを把握していただくと共に、校内の協力態勢の確保等、ご対応いただいているところ。ご要望の職務補助制度の確立については、きわめて厳しい財政状況から、困難であると考えているが、今後とも当該教職員にその能力を十分発揮していただけるように努めてまいりたい。

②期限付講師をはじめとする臨時教職員による配置を改め、正規の教職員による配置をすすめてください。

【基本回答】

新規採用者数は、児童生徒数や教職員の退職者数、再任用の職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、専門性の維持や、教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定し、正規教員の確保に努めているところ。

平成25年3月に策定した 教職員数管理目標において、新規採用者数を確保しつつ、講師数を増加から減少に転じるよう、今後10年間の教員採用の方針を示したところ。この管理目標に沿って、正規職員の確保に努めてまいりたい。

発言/今年度の講師率はどのような状況となっているのか

回答/教諭定数3202人中523人が定数内講師で、講師率は16.33%となり、前年度に比べても悪化している。

発言/なぜ増えているのか

回答/新規採用者数をどれだけ正規で確保するかについては様々な要件を加味する必要がある。退職者数等も加味しながら正規職員の確保に努めている。支援学校に於いては児童生徒数の予測が難しいこと、一学級あたりの編成基準の人数が少ないこともあり、児童生徒数の変動が教員数に及ぼす影響が大きい。正規採用ができないことの一つに、一定規模以上の採用を正規で行ってしまうとその後の定数の変動に柔軟に対応できない恐れもある。

発言/学校が増えることがわかっているのに、なぜ教諭が増えているのか。

回答/中長期的な見通しをもって採用計画を立てないといけない事情も理解していただきたい。正規職員で当てるのが基本となることは十分承知をしているがご理解をいただきたい。

③大阪府として養護教諭を学部ごとに配置してください。

（文書回答）

養護教諭の配置につきましては、これまでも、国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら複数配置に努めてきたところです。平成22年4月に開校した分校においては、標準法では高等部の分校には配置がない養護教諭等についても、生徒数等を考慮し、配置してきたところです。また、平成26年度当初においても、児童生徒数の増などを考慮し、複数配置としておりますので、財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員については、困難です。

④大阪府として新たに地域支援のため教員定数枠を設けてください。当面「障害児教育支援整備事業費」（リーディングスタッフの活動保障）の増額をしてください。

（文書回答）

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う支援教育を進めていくために、小・中学校等や府立支援学校における校内支援体制の整備はもとより、府内7ブロックにおいて、府立支援学校と市町村教育委員会等が連携し、府が養成したリーディングスタッフを恬川して、障がいの重度・重複化、多様化による教職員や保護者の様々なニーズに対応できる地域支援体制の整備を図っています。リーディングスタッフが地域支援などの活動を円指に行えるよう、平成18年度からその活動の時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、平成26年度は、府立支援学校28校2分校に、配置数に応じ週8時間の非常勤講師を配置しています。リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望しているところであり、今後とも、活動状況等を見極めながら内容の充実を図ってまいります。地域支援のために、新たに府独自の定数枠を設けることについては、今のところ予定しておりません。

⑤「分校」の教員配置については本校に準じて行なうとともに、教職員に関しては以下の配置を行なってください。

ア) 交野支援学校四條畷校には正規の栄養教諭（職員）を配置してください。

イ) 事務職員を3名配置してください。

ウ) 技術職員を新たに採用し、配置してください。

エ) 給食調理員を新たに採用し、配置してください。

オ) スクールバス乗務員を新たに採用し、配置してください。

【基本回答】

教職員配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置することを基本としているところ。高等部を置く分校の体制については、標準法では配置されない、養護教諭や栄養職員、事務職員についても生徒数等を考慮し、配置したところ。技術職員等については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職後を補充せず、定数の削減を行うこととしており、今後ともいっそう適正な定数管理に努めてまいります。

⑥聴覚障害の教職員を採用してください。そして「聾」学校幼稚部にも聴覚障害の教職員を採用、配置してください。教員免許法の改定により「聾」教育の専門性が損なわれないよう、必要な措置を講じてください。

【基本回答】

障害者の雇用の促進等に関する法律の主旨を踏まえ、平成14年度教員採用選考テスト（平成13年度に実施）から、障害のある方を対象とする選考区分を設けると共に、採用テストにおいて、聴覚障害をはじめ障害のある受験者に対し、受験上の様々な配慮を行なっているところ。なお、今年度は1名の聴覚障害のある教職員を採用しました。今後とも障害のある方々に幅広く受験していただく中で、教員としての適性を有する方を採用していきたい。

また、各学校への配置については、適正な教員配置となるよう努めてまいります。事務職員についても、知事部局と共同で、身体障害者を対象とした選考を実施し、身体障害者の雇用の促進に努めているところ。技術職員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職後を補充せず、定数の削減を行うこととしており、今後ともいっそう適正な定数管理に努めてまいります。

⑦小学校、中学校、高等学校に配置されているスクールカウンセラーがろう学校には配置されていません。ろう児が安心して心開いて相談できるように、同じ聴覚障害者のスクールカウンセラーをろう学校に設置してください。

【基本回答】

児童生徒の障害の重度・重複化や多様化に対応するため、専門性をもったPT・OT・ST等を特別非常勤講師として派遣する、福祉医療関係人材活用事業を平成18年度から実施している。平成25年度は府立支援学校31校(分校を含む)のうち29校に、今年度は32校中30校に、PT・OT・ST・臨床心理士を、学校の希望に応じて派遣している。聴覚支援学校から臨床心理士等の希望があった場合は、必要に応じて派遣しており、引き続き学校からの要請に応じて適

切に採用していく。

発言／聴覚障害を持った精神保健福祉士等、スクールカウンセラーとして配置をしてほしい。

回答／現在派遣されている臨床心理士についてすべて手話ができる方を配置している。派遣件数は、3聴覚支援学校のうちに対しても28～60時間程度の派遣実績がある。

発言／手話ができるということだが、どこまで手話ができるのかを知りたい。聴覚障害の子どもたちの心を引き出せる技量を備えているのか。

回答／前提として臨床心理士としての専門性を備えている方を、学校からの派遣要望を受けて派遣をしている。少なくとも全員が今年手話を勉強したという程度の方ではなく複数年にわたり聴覚障害の方のカウンセリングを行ってきた実績があると聞いている。

発言／聴覚障害当事者が聴覚障害児の相談に臨床心理士としてかかわることが重要。

回答／今日お聞きしたことを校長に伝えることはできる。

5. 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

①重複障害学級の対象について、学校教育法施行令22条の3に含まれない「常時介護を必要とする」情緒障害をあわせもつ知的障害の児童生徒についても措置してください。

【基本回答】③と同様

②生活指導をはじめとする指導の困難な知的・発達障害等の児童生徒に対する教員配置を行ってください。

【基本回答】③と同様

③聴覚障害支援学校において、療育手帳Aを所持する場合は重複認定されていますが、療育手帳Bを所持する重複児についても同様に認定してください。施行令22条の3および子どもの実態をふまえて認定をしてください。

【基本回答】

学級編制については、学校教育法施行規則及び、「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」等に基づき、実施している。重複障害学級の対象となる児童生徒の認定については、法令の主旨や、児童生徒の障害の状況等を勘案し適切に行っている。また、行動的側面から常時配慮を要する児童・生徒等については学校の状況を聴取し、学級編制に配慮できるよう努めたいと考えている。

発言／情緒障害を持つ子どもたちが重複学級に認定されることは可能なのか。また発達障害にはどのように対応するのか。

回答／学校長を通じて学校の現状を一人ひとり聴取して必要に応じて対応していくしかない。情緒障害の場合も同様と考えている。

発言／学校によっては校長も一年おきに代わっているような状況もある。校長が全自動の状況をきちんと把握すること自体、なかなか困難な状況がある。

回答／学校経営の中で必要とされるものを教育委員会に挙げられているものと認識している。

発言／療育手帳が取れない子どもであっても問題行動等によって指導困難となっているケースも多々ある。こうした実情に対応するためにも、教育委員会としても現場の状況を実際に見ることも大切ではないか。

発言／標準法の問題として、学校規模が大きくなればなるほど、教員一人当たりの児童生徒数が増えてしまう仕組みとなっている。こうした点も問題だと考えている。

④一般・重複障害学級の学級編制は、「義務教育標準法」第3条第1項・同施行令第2条にもとづいておこなってください。また、重複障害学級の編制に際して、児童・生徒総数を「3で除する」という不当な方法をすべての学部にわたって直ちにやめてください。

（文書回答）⑤と同様

⑤学科・学年制にもとづいた学級編制をおこない、違法な「くくり」（複式学級編制）はやめてください。

(文書回答)

学級編制につきましては、学校教育法施行規則及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）等に基づき実施しています。

公立の特別支援学校の小・中学部は、標準法において1学級は6人、重複学級は3人を標準として都道府県の教育委員会が定めるとあり、高等部に関しては「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において1学級8人、重複学級3人を標準とするとあります。重複学級については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」第1条に基づき、小学部又は中学部の重複障がい学級に編制する2以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が3人以下である場合に一学級に編制しております。また、一般学級につきましても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に基づき児童又は生徒が著しく少ない」場合に一学級に編制しています。

今後とも、学校の状況を十分把握したうえで、適切な学級編制に努めてまいります。

6. 障害児学校教員の特別支援教育免許状所有率を、全国平均並に引き上げる措置を講じてください。

(文書回答)

府教育委員会といたしましても、特別支援学校教諭免許状の保有率向上は、課題であると認識しています。毎年、夏季休業中に、特別支援教育職員免許法認定講習を実施しており、小・中学校、高等学校、支援学校の教員あわせて、のべ1500人程度が免許取得に必要な単位を修得しています。今年度は、視覚障がい分野と聴覚障がい分野の4科目で計160人受講定員を増やしました。今年度の教員採用選考テストでは、「特別支援学校」の幼稚部、小学部において、特別支援学校教諭免許状の所有を受験資格とし、また、特別支援学校勤務志望者で同免許状を有する方に得点を加点する制度を創設しました。今後も特別支援学校教諭免許状の保有率向上につとめてまいります。

7. 人事異動は公正・適正に行ってください。

①府立学校教員人事取扱要領および学校教職員人事取扱要領における異動の対象「4年以上」基準をただちに撤回してください。

②府立学校教員人事取扱要領における異動の方法の②「新規採用者については、原則4年で異動を図る。(ただし最長6年まで)」の項目をただちに削除してください。

③当面、府立障害児学校における教員・教職員人事について、府教委の「人事異動方針」を「凍結」してください。

④人事異動問題については、父母・教職員の意見や要望を十分に聞いて、施策を示してください。

⑤本人希望と納得にもとづく人事異動、公正で民主的な人事異動を実現してください。

⑥学校運営や教育活動に支障をきたす強制異動を断じて行わないでください。各学校がもつ特殊性、教育の専門性を考慮し、各学校の学校運営や教育計画を尊重してください。

⑦各学校の実情に見合った教職員の配置を行なってください。特に職場の年齢構成や男女比、教科・免許、経験、学校の教育計画などを充分考慮し、校長具申を踏まえた配置を行なってください。

【基本回答】

平成19年度当初人事より異動基準を改訂し、異動の対象は現任校に4年以上勤務する者としている。さらに、平成26年度当初人事より異動の方法を改訂し、新規採用後1校目の教員については、原則6年までに計画的に異動をはかることとしている。ただし、次のいずれかに該当し、教育委員会が必要かつ相当と認める場合は、6年を超えて在籍させることがあるとしている。なお、異動については、専門性等を考慮すると人事取扱要領にも示している。

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、計画的に行うとともに、各学校における専門性等についても配慮しながら、適切に対処してまいりたい。人事異動をすすめるにあたっては、特に支援教育における専門性等をふまえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒヤリング等を通じ、本人の通勤事情など個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに、適切に行ってまいり

たい。学校の状況については、校長とのヒヤリングを通して、十分に聴取し、各学校の実情に応じた計画的な人事異動を、適切に実施してまいりたい。

小中学校における教職員の人事異動については、必要な教員を学校に配置できるよう人事取扱要領に基づき市町村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところだ。

発言／配置されている教員の経験年数など、具体的な状況について示していただきたい。

回答／人事異動方針、人事異動取扱要領に基づき適切に配置している。詳細な状況については担当者が所用のためこの席に出席できていないので後日連絡させていただく。

発言／毎年寝屋川支援学校PTA総会に合わせて同窓会の時間をとっている。いままで新卒の紹介と10年目の子どもたちの紹介を行っていたが、今年度から5年目がめどとなった。わが母校という思いをもって学校に戻っても先生が誰もいない。友達にも会いたい思いもあるが先生にも会いたい気持ちが大きい。

発言／一律に年限を切るのではなく、教員の専門性等を考慮して人事異動を進めてほしい。先生方が長い目で子どもたちを見ていただくことはとても大切。

回答／専門性を育てるためにも適切な人事異動は必要

発言／特に聴覚障害にかかわる専門性は短時間で着くものではない。

回答／校内研修などで対応している。要望・具申等を踏まえ府全体の状況を踏まえて判断している。

発言／支援学校に係る特別の人事取扱要領を作成していただきたい。

8. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障してください。

①適法な請負であれば安全・安心な通学保障ができないスクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。

②適正規模の障害児学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が1時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。

③スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

【基本回答】

通学バスの民間委託化については、昭和53年度以降の増車分は、全車民間委託で対応しており、直営バスと同等の成果をあげていることや、他府県における実施状況からも、十分対応できると判断し、平成8年度から直営バス乗務員の退職にあわせて、順次委託化をすすめることとしており、平成12年度からは、競争入札を実施している。また、日頃から各学校において、乗務員やバス会社との情報共有を密にし、安全・安心な通学バス運行に努めている。必要な指示は、各学校の管理職や、支援教育課からバス会社を通じて、乗務員に伝達している。

大阪府では従来から、適法な請負の範囲内で対応している。

新校整備については、平成21年3月に確定した、府立支援学校施設整備基本方針に基づき、計画的に進めている。通学バスの増車については、新校整備や在籍者数の増加に伴う乗車人数の増加に対応するため、平成24年度は9台、25年度は5校で8台、今年度は5校で5台増車した。今後とも通学バスの増車や、効率的なコース編成等により、長時間乗車による児童・生徒の負担軽減に向けてとりくんでいく。なお、トイレ付の車両の導入は予定していない。

通学バスの経路設定にあたっては、児童生徒の在籍状況や、保護者の御意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直している。乗車時間の短縮のために、幹線運行を原則としていることを、ご理解いただきたい。なお、バスを小型にするか、中型・大型にするかについては、更新時や増車時等に各学校の要望を聞いて、可能な範囲で対応している。今後とも通学バスの円滑かつ安全な運行に努めていく。

発言／中・小型バスの増車を図っていただきたい。

回答／バス乗車時間を短いものとするために観戦運行を原則としている。小型化については可能な限り対応してまいりたい。

発言／通学時間は、自宅から学校までの通学の時間であって、「バス乗車時間」で測るものではない。バス乗車時間がいくら短くても自宅からバス停までの時間がかかると児童の負担は大きく

なる。

回答／乗車時間が一時間以内となるよう努力してまいりたい。

発言／来年度の予算要求については？

回答／現在検討中

発言／東大阪から八尾に通っている。バス停まで20分。バス乗車時間60分。

発言／バス停までは3～4分の所を10分～20分かけて向かうことになる。思った通りに歩かないし、違う方向に走ったり飛び出したりいろいろしながらバス停まで行っている。

発言／長時間乗車でのトイレは大変。

回答／現段階では各学校からバスについての聞き取りおこなっているところ。乗車時間についても現在調査中。

発言／1年かけてようやく慣れたバスの添乗員さんが1年経って変ってしまうととても不安。ころころ変わると困ってしまう。

回答／契約更新時期に応じて入札を行っている。

9. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

①適法な請負であれば安全・安心の学校給食が保障できない障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

②障害児学校の父母・教職員・関係者に対して、府教委の責任で十分な説明を行ってください。

【基本回答】

府立支援学校における給食調理業務については、在籍する児童生徒の障害の重度化・複雑化に伴い、その内容も多様化している状況にある。これらにより適切に対応するため、障害の状況に応じた段階食や、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど、柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実をはかるためにも、民間の活力を導入していきたいと考えている。なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあっては、おいしさや、安全面・安心面はもとより、委託業者に対し、衛生管理の徹底及び障害者理解のための研修を十分行い、安全かつ効果的な運営がはかられるようつとめていく。また、現在民間委託が行われている支援学校においても、学校からの要請に応じ、適宜委託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実につとめているところ。

保護者の皆様への説明会については、学校長より依頼された場合など、適宜開催させて頂いているところ。

発言／安定的な提供という点での問題点、衛生面に関しての問題点など、様々な問題が出されている。こうした状況を把握しているか？

回答／定期的に学校を巡回しつつ問題把握に努めている。

発言／問題は調理員の専門性。民間活力の良さは何か

回答／調理員が休んでも代替がきく。

発言／四条畷校は四条畷市から提供を受けている。新校ができて給食の今後の方向についてはどのように説明されているのか。また、メニューの改善についてはどうか。

回答／四条畷校でも他校と同様に学校見学会などの折に説明をしている。枚方に進行ができててもこの方式は変わらない。四条畷全体の給食センターと四条畷校との間での情報共有は図られていると聞いている。

発言／今年度から泉北、交野で新たにスタートしたがそこでは円滑に実施されているか。保護者からの不安の声は寄せられていないか。

回答／昨年9月に保護者説明会を開催した。どう変わるのか？との問いには、栄養教諭が献立をたてて学校で食材を調達することには変わらないと説明しており、その際に特に意見があるわけではなかった。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

（文書回答）

府立支援学校の厨房の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校

からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しております。府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

10. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障を充実してください。

①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる障害児学校においては、府独自に看護師を配置してください。

②看護師配置については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けるとともに、全体を把握できる常勤の看護師を必要に応じて配置ください。

③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能にしてください。

④医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。

【基本回答】

看護師の配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用している。平成26年度は、教員1～5人の教員定数枠を活用し、各校40～200時間の時間内で、特別非常勤講師として看護師を配置している。府独自に看護師を配置することは、今のところ予定していないが、国への要望は引き続き行っていく。

泊を伴う行事への看護師の付き添いに関しては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置している。なお、各校で必要な情報を共有でき、安心して児童生徒がケアを受けられる看護師を確保するよう努めている。

通学途上に医療的ケアが必要な児童生徒は、通学そのものについての安全への対応が必要なため、保護者等のご協力をいただいているところ。なお、通学が困難な場合は、訪問指導を行っている。

発言／医療的ケアが必要な児童生徒については、単に医療的ケアの提供というだけでなくトータルな対応が求められる。常勤看護師は不可欠。教員の定数内の配置と言う事では、その分教員が減っていることとなり、教育内容にも影響が及ぶ。看護師を教員とは別枠で確保してほしい。

回答／独自の設置は困難

11. 教育条件の低下につながる大阪市立特別支援学校の府立への移管の検討を直ちに中止してください。

【基本回答】

本年4月18日の第23回大阪府市統合本部会議において、大阪市立の特別支援学校については、平成28年4月に大阪府へ移管するものとする、との方針が確認された。この方針を踏まえ、現在府・市で円滑な移管に向けて協議を行っており、今後、大阪市において9月市議会に大阪市立学校設置条例の改正案（中身は市立の特別支援学校の廃止をすすめること）、また、大阪府においては、9月府議会に大阪府立学校条例の改正案（市の廃止を受け府立学校として設置するという内容の提案をすることとしている。

発言／今回の移管について、大阪府は「柔軟な通学区域割りの設定」が可能となると述べているが、この点について府教育委員会はどう考えているのか。また、府市統合本部では類似・重複している行政サービスとして仕分けられているが、リストラの対象として考えられているのではないか。教育条件は良くなるのか。

回答／通学区域割りの設定については現在のところ全く考えられていない。今後、新校整備後の児童生徒の動向を十分見極めたうえで検討されることとなる。類似重複している行政サービスへの仕分けについては、「よく似た行政サービス」としての分類項目であって、リストラということではなく便宜上この部分に振り分けているところだ。

発言／「二重行政」ではない。そのことを確認したい。「類似重複ではない」ということを確認したい。60年間どうして障害児学校があったのか、このことをしっかり総括する必要がある。

回答／大阪市立盲学校は京都盲学校に次ぎ日本で二番目に整備された。思斉特別支援学校も日本で最も古い知的障害の養護学校として整備された。政令市である大阪府が支援学校を持つことは今も決して禁止されていることではない。大阪府に対しては地域に密着した教育を継続するよう

求めているが、もしも大阪市が学校運営を行わないと言うことになれば、教育が途絶えないように大阪府が引き受けないとはいけないのは当然の成り行きだ。市が移管を議決できなければ府として受け入れる理由はなくなる。また、大阪市立高校については、大阪都になった場合は府に移管されることとなっている。

12. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこなうとともに、必要に応じた教員配置をおこなってください。

【基本回答】②と同じ

②障害児学級の編制基準を府独自で改善し、1学級の定数を支援学校並の6人に引き下げてください。

【基本回答】

小中学校の支援学級の在籍児童生徒数は、大幅に増加しており、障害の状況は、重度化・多様化している。府教委においては、小中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の増設置につとめてきたところ。今年度は、障害種別による学級設置をより一層進め、昨年度に比べ、小学校で233学級・中学校で103学級の増設置を行った。支援学級の設置については、学校教育法第81条の趣旨及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、今後とも市町村教育委員会と連携し、ひとり一人の子どもの障害の状況に応じた、適切な学級設置の促進につとめていく。

なお、府独自の編制基準を設けることは考えていない。なお、市町村の独自措置として行われている、介助員制度等に見合った教員増は、制度上困難である。

③施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

【基本回答】

公立小中学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担において実施することになっている。府教委としては、小中学校におけるエレベーターの設置については、障害のある児童生徒が共に学ぶことができる学習環境を確保するうえで重要であると考えており、これまでも、学校の設置者である、市町村に働きかけてきたところ。今後とも良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対して、国の学校施設環境改善交付金制度を有効に活用し、計画的にエレベーターの設置を進めるよう働きかけていく。

④障害児教育の専門性や継続性を尊重し、教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。また、希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

【基本回答】

小中学校における教職員の人事異動については、必要な人材を学校の実情に応じて配置できるよう、人事基本方針及び人事取扱要領を定め、市町村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところ。

⑤学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

【基本回答】

小中学校においては、重度・重複障害がある児童生徒や、医療的ケア等を要する児童生徒の在籍

が増加しており、介助や訓練、医療的ケアに多様な人材や専門家が必要となっている。府教委としては、府内の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対する教育条件の整備を一層はかるため、看護師配置を行う市町村に対して、財政的支援を行う「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を平成18年度から実施しており、平成25年度は、23市町95校に看護師が配置された。また、小中学校の支援教育の充実をはかるため、障害種別による支援学級の設置をすすめて、今年度は昨年度に比べ336学級の増設置を行ったところ。支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実については、今後とも市長村教育委員会と協力しながら、小中学校における校内支援体制の整備や、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成および、指導方法の工夫改善等をはかるとともに、条件整備に向け市町村への財政的支援が一層充実されるよう国に対して引き続き要望していく。

⑥難聴学級を増やし、難聴学級を充実してください（設備、教員配置、専門性など）。校区にかかわらず、聴覚支援学校・難聴学級の選択を、自由にできるようにしてください。

【基本回答】

大阪府では、障害種別による学級設置の促進に努めており、今年度、難聴学級についても16学級新設した。小学校45学級・中学校19学級となっている。今後とも市町村教育委員会と連携し、難聴学級の充実につとめていく。

⑦障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、施策を講じてください。

【基本回答】

公立小中学校の学級編制については、関係法令の改正により、平成24年度から府の定める学級編制基準を標準として、市町村教育委員会が行うこととなっている。市町村教育委員会の判断により、学校の実情に応じて、学級編制を弾力化した方が学級・学校運営上や教育上望ましい場合には、当該学校の標準が級数に応じて配置された教員定数を活用した、弾力的な学級編制が可能となっている。

⑧政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。

【基本回答】

大阪府では、小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が多数在籍している状況をふまえ、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を全市町村を対象に実施している。今後とも医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小中学校へ就学し、安全な学校生活が送れるよう実態に応じた看護師配置の促進につとめるよう、各市町村教委に対し働きかけていく。

発言／現在2万人を超える児童生徒が在籍している状況。大阪では医療的ケアの必要な子どもたち、発達障害の子どもたちなど、全国でも例を見ないほどの多様な子どもたちが通っている。適切な指導と配慮を行うために種別は増えているが、生徒数の増に見合った数の整備には至っていない。今後の児童生徒数の増にどのように対応されようとしているのか。通級指導教室についても今年度増えなかった。

回答／皆さんの声を受けて要望を行っていききたい。

13. 学校予算を増額してください。

①安全で安心して学べるように、「学校安全緊急対策費」を増額して、引き続き警備員を配置してください。

（文書回答）

緊急3ヵ年事業として、平成17年度より府立支援学校にも警備員を配置してまいりましたが、平成20年度からは、「府立支援学校安全総合支損事業」として、校門において来校者に記名をお願いし、来校者カードを渡すなどの業務をシルバー人材センターに委託しております。今後とも適切に対処してまいります。

②教職員旅費・学校管理費予算を増やしてください。

(文書回答)

教職員旅費／児童・生徒の教育活動の裏づけとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置づけし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がされてきたところです。平成26年度の教職員旅費予算につきましても厳しい状況ではございますが、ほぼ平成25年度の水準を確保していると考えています。

学校管理費／学校管理費につきましても、従前から学校運営に支障のないよう、各学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところであります。厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと存じます。

14. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

(文書回答)

発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりをすすめるため、平成25年度より「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、幼稚園・小学校・中学校に学識経験者を派遣し、効果的な指導方法の実践研究を行っています。今後、本事業の研究の成果の普及に努めてまいります。

支援学級はもとより、LD、ADHD等の児童生徒を含め通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で受け止めるための校内体制づくり、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、指導方法等の工夫改善、さらに学校外からの支援のあり方や教育条件の整備等を進めていく必要があると考えています。

平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。それらを活用し、特別支援教育支援員として、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の学習活動をサポートする学習支援員を配置している市町村も年々増加しています。

今後とも、府教育委員会としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、学習支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。不登校の児童生徒が必要に応じて在籍する支援学校から小中学校の通級指導教室へ、また逆に在籍する小中学校から支援学校の通級指導教室へ通えるよう柔軟な対応を行ってください。

(文書回答)

LD、ADHD等の支援の必要な児童・生徒の状況をふまえ、大阪府では、通級指導教室の増設に努めてきました。今年度は、小中学校合わせて213教室を開設しています。

通級による指導については、学校教育法施行規程第140条及び第141条の規定に基づき行われています。不登校等のある児童・生徒の通級による指導については、社会生活や学校生活における適応の困難さや、不登校等の状況をふまえ、関係機関等とも連携し、教育相談をすすめながら行う必要があると考えます。

通級による指導を必要とする児童生徒の実態をふまえ、今後とも、国の動向を見極めながら、国定数等を活用し、拡充に向けて努力していきます。

③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。

(文書回答)

文部科学省は、支援教育を推進するにあたり、全ての小・中学校に校内委員会を設置し、支援

教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置づけるよう求めています。平成19年度から、府が所管する全ての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌に位置づけられています。支援教育の推進にあたっては、全教職員共通理解のもと、障がいのある児童生徒のニーズを学校全体で受け止めお一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育の充実など、学校全体の協力体制のもとに推進し、取り組まれるものと考えています。

④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。

【基本回答】

知的障がい支援学校の整備については、平成21年3月に府立支援学校施設整備基本方針を策定し、平成25年度末に将来の児童生徒数の再推計を行ったところ。これに基づき、府内4地域において、具体的な整備をすすめているところ。今後ともこの方針に沿ってすすめてまいりたい。発言／専攻科は必要。周りの人たちの感情を理解したりする力を十分に養うことができない人たちへの対応も重要。すでに全国30カ所の学びの場がある。府内にも新たに3カ所設置された。希望すれば学ぶことのできる場を設置してほしい。

回答／高等部の3年間でも様々な手法を取り入れている。

発言／専攻科について研究してほしい

⑤支援学校高等部では、自立をめざす青年期教育を豊かに保障するとともに、専攻科を設置してください。

【基本回答】

平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申や、平成24年策定の第4次大阪府障害者計画、また、平成25年5月策定の大阪府教育振興基本計画において、「障害のある子どもの自立と社会参加の促進に向け、支援体制を充実します」と示している。支援学校の高等部では、自立支援に関する教育相談を実施するとともに、生徒の障害の状況をふまえ、社会人としての生活習慣や、職業意識の確立、実践的な職業教育の充実等、職業体験実習をはじめ、関係機関と連携しながら進路指導につとめているところ。さらに、障害のある生徒の社会参加と自立を実現するため、卒業後も見据え、関係部局や関係機関、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築をはかりながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障害者雇用をすすめる企業への支援体制の整備を進めている。今後とも支援学校高等部生徒の自立をめざす教育の充実をはかっていく。なお、視覚支援学校・聴覚支援学校以外の府立支援学校に、専攻科を設置する予定は無い。

⑥中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるようにしてください。

【基本回答】

平成20年3月に改訂された、中学校学習指導要領の総則の解説書には、特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要であることが示されている。府教委では、生徒一人ひとりの障害の状況や、教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援を行うために、学校全体の協力体制づくりを進めるとともに、支援学級担任だけではなく、他の教師とも連携・協力して、効果的な指導を行うことができるよう、指導・助言を行っているところ。今後とも、中学校においても、ひとり一人の生徒に応じたきめ細かな教育が一層充実されるよう取り組んでいく。

⑦高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善してください。

（文書回答）

教育課程等／府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートさせ、エキスパート支援員として臨床心理士

等の専門家を要望のある高校に対して配置し、教職員に対する校内研修の開催や、教職員の相談に応じる等の活動を通じて教職員の障がいに対する理解に向けての取組みを進めております。併せて、支援が必要な生徒の状況に応じて、介助員や学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の拡充を図っているところです。

施設整備／高等学校で学ぶ障がいのある生徒のための施設・設備については、生徒が支障なく学校生活を過ごせるよう、限られた予算の中ではありますが、エレベーター・スロープ・手すりの設置やトイレ改修等について学校及び関係課と連携し、計画的な整備・改修に努めております。教職員の確保／また、生徒の実情等も踏まえ適切な教員配置に努めてまいりたいと存じます。

15. 「発達保障」の観点にたった適切な就学指導をおこなうために、府および市町村に就学指導委員会を設置し、民主的に運営してください。

(文書回答)

障がいのある児童生徒の就学指導・相談については、平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正により、障がいの状態、加えて市町村教育委員会には保護者及び本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的知識を有する者の意見を聴取する機会の拡大が義務づけられました。学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに見直されました。

市町村教育委員会が行う就学指導・相談については、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から、就学時はもとより、就学後における継続した就学指導・相談が行われるよう、市町村教育委員会を指導してまいります。

16. 各種講座に手話通訳を付けるだけでは講座の内容を十分理解できません。聾者の社会参加促進と学習権保障のために、ろうあ者成人学校やろうあ女性学級講座、国語教室の事業助成を復活してください。

【基本回答】

ろうあ者成人学校と、ろうあ女性講座については、長年にわたって府内各地で実施され、聴覚に障害のある方に親しまれてきた事業であり、情報が不足しがちな聴覚障害者にとって、大切な情報獲得と学習の場であると考えている。しかしながら、府では、厳しい財政状況の中で、財政再建プログラムに基づき、すべての事務事業をゼロベースで見直し、現在も財政の再建にとりくんでいるところであり、学習機会の提供に関する財政的支援は困難な状況である。府教委としては、昨年度と同様、事業助成財団等の外部資金活用に関わる情報提供をさせていただき、事業実施が可能となるようできる限りの協力を行っていく。また、公民館等社会教育施設における、聴覚障害をはじめ、様々な障害のある子どもや大人への取り組みについては、国の「子どもゆめ基金」を活用し、NPOや大学、公民館等社会教育施設とともに、「共に生きる地域のきずなプロジェクト委員会」を組織してすすめており、当課（地域教育振興課）はその事務局を担っている。本プロジェクトの実施企画数は、昨年度の9企画から、今年度は11企画に増え、クライミング体験や、手話を交えた読み聞かせなど、聴覚障害のある人にも参加して頂きやすいバラエティーに富んだプログラムを企画している。当課（地域教育振興課）としては、この取組みへの障害のある方の参加者数を増やし、取組みをさらに広げていけるよう府内公民館組織や、市町村社会教育主管課長会議等を通じて働きかけを続けていく。

発言／「夢基金」については大人が参加できる企画がない。市町村によってもバラバラ。連絡先にファックス番号がない、通訳者が配置されていないなど、ろうあ者にとっては様々な不便がある。

発言／手話言語法に係る意見書が府議会で採択された。障害に合わせた学び方が求められる。手話通訳と言う事ではなく、手話という文化を理解した学びの場を整備してほしい。

回答／夢基金以外で使えるものについては、従前からリストアップをして送付をしているところだ。今年度も引き続き行っていく。成人学校は、社会教育を担当しているかので何ができるのかが発想の原点。障害のある人への地域の理解と交流が社会教育の特性と考える。

17. 学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急 to 実施してください。また、支援学校に

おける非常災害時の食料備蓄と非常時電源の確保を早急に行ってください。

【基本回答】

府立学校施設の耐震化については、平成26年度末までに完了することを目標に対策を進めている。また、今後は、体育館の吊り天井や、照明器具等の非構造部材の耐震化にも取り組んでいく。築年数が古く老朽化が進んでいる学校については、計画的に屋上防水や、外壁等を改修する、大規模改修工事を順次行っている。今後は、給排水管等の建物内部の改修工事にも取り組んでいく。また、学校施設の防災機能の強化については、今後、施設整備のあり方も含め、各市町村や防災担当部局と連携して対応してまいりたい。

公立小中学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担において実施することになっている。府教委としては、今後とも良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対し、国の学校施設環境改善交付金制度を有効に活用し、計画的に耐震化・老朽校舎の改修等を進めるよう働きかけていく。

災害時には、幼児・児童生徒の安全確保が第一と考えている。東日本大震災以降、各学校において、防止マニュアルの点検や、災害時に備えた情報共有など、見直しできることから取り組んでいただくとともに、避難訓練の実施等にも力を入れて頂いているところ。一方、災害時の各種備蓄品については、一時避難地・福祉避難所等に指定されている学校もあり、市町村の防災計画をふまえた対応が必要だと考えている。なお、これまで企業団体から全支援学校に、アルミひざかけ・簡易カイロ等の防災用品をいただいている。今年度は、白御飯と白がゆ計6700食、非常用タオル約2600枚の寄贈をいただくことになっており、7月中旬には配布される予定。

18. 大阪発達医療センター（南大阪療育園）に長期入院する児童生徒の教育権を保障してください。

【基本回答】

南大阪リハビリテーション病院に入院した児童生徒については、現在、大阪市立東住吉特別支援学校の訪問教育で対応されている。入院中も可能な限り、学習の空白が生じないように、学習保障をしていくことは当然のことと認識している。今後とも保護者からの要望を受けて、速やかに転学ができるよう、大阪市教育委員会との連携に努めていく。

19. 高等教育において、障害のある学生に対する合理的な配慮が行われるよう、関係先に働きかけてください。

【基本回答】

大阪府立大学においては、これまで、障害のある学生の支援に積極的に取り組んできたところ。まず、入学試験においては、特別な配慮を要する受験生の別室受験等の特別措置を設けるなどの配慮を行っている。また、地域保健学域の入学試験において、心身に障害のある方を対象とする障害者特別選抜を導入し、門戸拡大にも努めている。さらに学内に、障害学生支援センターを設置し、授業の履修、試験、授業外の学生生活の相談に応じるとともに、ニーズに応じて、ノートテイク（これは聴覚障害を持つ学生が先生の話聞き取れない場合など、研修を受けた学生が講義内容等を要約して筆記する支援）や、学内の移動介助を提供するなど、学生生活の支援にも努めているところ。このように府立大学では、障害のある学生と、障害の無い学生が、できるだけ共通の場で学習できるようにすることを基本として取り組んでいるところであり、大阪府としても大学のとりくみが、より充実したものとなるよう、今後とも働きかけていく。

<障害児の放課後保障>

20. 放課後等デイサービスに関して以下の点についての対策を講じてください。

①新設にかかる経費を補助金として支給してください。

【基本回答】 ②と同様

②設備や備品、遊具などの購入に対する補助金を出してください。

【基本回答】

社会福祉施設整備補助金として施設新設への補助制度がある。一定の補助要件があるので、具体

的な活用には生活基盤推進課まで相談いただきたい。また備品の整備については平成24年度で補助が終了となった。今後恒久措置とするよう国に対して要望を行っていききたい。大阪府独自の補助制度の創設については現在の財政状況のもとでは困難だ。

③通所する手段がなく利用できない実態に対する対策を講じてください。徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。

【基本回答】

自宅と事業所間の送迎に加え、平成24年度から一定の要件のもと学校と事業所間の送迎についても送迎加算が設定されることとされ、報酬上一定の評価が行われることとなった。障害児通所支援事業の報酬については、事業の状況を踏まえた適切なものとなるよう国に要望してまいりたい。

発言／スクールバスの乗せかえについては加算がつかない。人を乗せるだけでも費用がかかることを理解して報酬算定されるようにしてほしい。

発言／バスの乗せかえを認めない学校や号車の変更を認めない学校もある。多い日は当事業所から学校に3台車を出している。事業所の努力だけでは限界となっている。

回答／今後国における報酬改定において見直されるようであれば大阪府としても対応してまいりたい。

④児童福祉法の放課後等デイサービスと障害者総合支援法のサービスを上限まで利用した場合に利用料が償還払いされることを周知徹底してください。また、両サービスの利用料の上限を1本化するように国に対して働きかけてください。

【基本回答】

放課後等デイサービスと障害者総合支援法のサービスの利用料の合算の負担額が高額とならないよう、それぞれの負担合算額が上限を超える場合は高額福祉サービス等給付費が支給されることは大阪府の「福祉の手引き」に記載して周知しているところだ。

発言／受給者証発行の際に説明や案内を配布していただきたい。

回答／そのように努める。

⑤利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。実施されるまでの間、府として対策を講じてください。

【基本回答】

報酬体系については、利用者の方が必要なサービスを選択できるよう日払い方式になっている。

⑥保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。

【基本回答】

利用者負担は負担能力に応じた負担となるよう軽減措置が講じられている。市町村民税非課税世帯については利用者負担額がゼロ円となっている。必要に応じて国への要望等を行ってまいりたい。

発言／利用料が8倍になった。週2回放課後等デイサービスに通っていたものを週1回に減らさざるを得なくなった。家族の所得にかかわらず安心して通えるようにしてほしい。

発言／きょうだいの収入も合算される状況の改善を求めたい。

回答／放課後連からも国に直接話をいただいている様子もお聞きしている。障害児支援の在り方検討会の報告が取りまとめられ、来年度の報酬改定も予定されている。今後国が示す方向を注視してまいりたい。

⑦希望する日数を利用できるよう事業の拡充を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。

【基本回答】

大阪府の障害者福祉計画においては、平成26年度までに200事業所とすることを目標としているが、すでにこの目標数を上回っている。しかしながら事業所設置市町村については地域的な偏在があることから今後とも市町村と連携して実施事業所の拡大に努める。

発言／大阪府としてサービス利用に係る実態調査等を行い、次期障害福祉計画の策定に反映していただきたい。

発言／事業所の指定に努めてまいりたい。

質問／様々な事業者が参入してきている中、この事業が「もうけ」が目的となっている実態がある。こうした状況を適正なものに改めていくため、大阪府として実態を把握する必要がある。実態把握のための努力はすべき。

回答／実態把握のために努力する。

21. 学校と事業所との連携をしっかりと図ることができるよう、各学校への放課後等デイサービス事業の周知徹底と送迎に関する協力を要請してください。

【基本回答】

放課後等デイサービス事業を含む教育と服の連携の一層の推進については、支援学校に周知している。事業所の送迎については、各支援学校では事業者からの連絡に基づき可能な範囲で対応している。ご要望の趣旨は各支援学校に伝える。

発言／学校の行事等についてのスケジュールについても明らかにするよう働きかけてほしい。また、各学校任せでは十分な対応が困難。教育委員会としての方向や方針を示すべき。

発言／校区の学校では、放課後等デイサービス事業の理解がまちまちで送迎については保護者が行うものと断られたケースもあった。

発言／送迎車両が増えて大変な状況となり、子どもが混乱したりいなくなったりする事態も生じている。そうした状況について教育委員会として把握をしているのか。

回答／行事予定の提供については各学校に伝える。周知内容は平成24年度に厚生労働省・文部科学省から出された通知に基づき校長会等を通して行っている。具体的な連携内容については、学校の建屋敷地状況等によって異なるので、各学校の実情に応じて対応するよう求めている。子どもたちの安全面を第一に考える必要から各学校の実情に合わせて事業所への様々な協力を求めることもある。

発言／各学校の工夫について共有化するためのイニシアチブを発揮する必要があるのではないか

回答／現時点において先進例などを収集する予定はない。

発言／バス停に事業所の車が配車する場合等におけるバスの遅れ等への対応として運転手の携帯番号を教えていただいている学校もある。全国的にも学校との連携は子どもにとっても必要との声が出ている。今後学校との連携に関しては府教育委員会の担当が窓口になると言う事でよいのか。

回答／それで結構だ

22. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなど活動できるスポーツ施設などを、各地域に整備してください。

【基本回答】

障害者の自立と社会参加を促進し様々な人々との交流を図ることを目的に、障害者交流促進センター「ファインプラザ大阪」を設置運営しているところだ。今後ともニーズに応じた対応に努めていく。障害者の参加機会の拡充に努めるとともに、障害者スポーツ指導員の確保に努めてまいりたい。大阪府自立支援課ホームページ上でスポーツ文化活動の情報としてスポーツ教室や文化活動の場所等について公開しているところだ。

発言／大阪府下各地に障害児が利用できる余暇活動の施設の整備をしてほしい。整備状況等の実態把握をしていただきたい。

回答／地域のスポーツ教室への障害児の利用等については、利用できる施設の場所や行事等について現在ホームページで公開しているところだが、ご意見等についての情報集約については今後検討してまいりたい。

<医療>

23. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してください。また、障害の重度化を防ぎ、軽減・維持するために必要な医療（診察・治療・処方箋）については、中軽度の障害者も制度対象に加えてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。合わせて、「訪問看護の自己負担分」にも助成制度を適用してください。

【基本回答】

福祉医療費助成制度は、制度対象者のセーフティネットとして重要な役割を果たしてきた。本制度は事実上の「ナショナルミニマム」となっており、本来は国において制度化されるべきものとする。引き続き制度の実施を国に求める。国の制度化までの間は自治体単独で持続せざるを得ず、無料化や対象拡大は困難だ。制度を維持継続するためには、医療費の動向等を踏まえつつ制度の在り方を検討していくことが必要。府・市町村共同の研究会において制度全般にわたってその在り方を検討してきたところだ。今後とも国の医療制度改革の動向を見据えながら引き続き検討を進めてまいりたい。

発言／研究会の現時点での到達はどうなっているのか。

回答／6月18日に今年度第一回目の研究会を開催した。今年度内に3回行う予定にしている。また、ワーキングを5回実施する予定だ。ワーキングでは、制度の見直しの方向についてテーマを決めて検討している。

発言／きょうされん大阪支部重度重複部会として、「2013年度健康診断実態調査アンケート」を実施した。医療と健康に係る深刻な状況が明らかになってきている。このうち、訪問看護・訪問リハビリについても助成対象としている自治体が増えてきている。近畿圏では、大阪・兵庫以外で対象としている。訪問看護がフォローアップされれば、家族の安心にもつながり、ヘルパーの特定行為への安心にもつながる。壮年期・高齢期の障害者への対象拡大についても考えていただきたい。

回答／重度障害者を対象に、途訪問看護利用料助成費について制度化している。重度障害者医療費助成制度については、指定訪問看護は療養の給付に含まれないために対象としていないが、医療機関が実施する訪問看護は対象としている。訪問介護は医療機関以外からの給付については対象としていない。

発言／医療で継続したリハビリを受けられないので、訪問リハビリを受けている。

回答／本府の厳しい財政事情から無償化することは困難。

発言／中軽度のため医療助成受けられない。てんかんがあり民間医療保険にも入れず、入院が必要となる場合などは自己負担分を全額工面しなければならない。

回答／中軽度までの拡大は困難。

発言／検討内容は公表しているのか。

回答／18日の研究会の資料については公開している。

発言／障害者が地域で生きる上では医療と切っても切れない。地域で生きていくために何が必要なのか、どちらに向けて施策を進めようとしているのか。

24. 府内各地に歯科治療も含めて障害者が安心して治療できる医療機関を増やしてください。また、重度の知的障害を持つろう重複者等について、どんな治療をどんな目的とするのか、十分に説明をうけないまま入院をすることで不安定になり、病院から入院受入の条件として「24時間の付き添い」が求められるなど、施設や家族として限界が生じていることへの対応策を講じてください。

【基本回答】

地域における障害者歯科診療は原則として各市町村・保健所設置市が行うべきもの。府は広域的観点から一般歯科診療では困難な歯科診療を行うため、大阪府立急性期総合医療センターにおいて歯科診療を行うとともに、歯科医師会附属障害者歯科診療センター等において行っているほか、二次医療圏ごとに一か所歯科診療センターを設けることとしている。

医療機関においては障害の有無にかかわらず適切な医療が受けられることとなっているが、療養上の世話のすべてを医療スタッフで担う事には困難があることからご不便を置きかけしている

ことは認識している。ヘルパー派遣ができるよう国に対して要望しているところ。障害のある患者に対してはその特性に応じた配慮を行うよう、保健所を通じて府内医療機関に周知する予定。発言／安心して利用できる医療機関を増やしてほしい。点滴、胃瘻など安易に導入されるし、付き添いを施設で行うことは困難。

回答／障害の有無にかかわらず適切な医療が受けられることは大前提。

25. 障害者が入院する際の個室利用に際して、負担軽減制度（補助制度）を創設してください。

（文書回答）

差額ベッド料については、厚生労働省通知において、同意書による同意の確認を行っていない場合や治療上の必要により入院させる場合等は徴収してはならないとされています。なお、福祉医療費助成制度については、療養の給付にかかる一部負担金部分を助成対象とする制度であり、特別の療養環境の提供として請求される差額ベッド料である自費部分について、福祉医療費助成制度の対象とすることは困難であることを御了解願います。

26. 言語障害のある脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。

【基本回答】

医療機関においては障害の有無にかかわらず適切な医療が受けられることとなっているが、療養上の世話のすべてを医療スタッフで担う事には困難があることからご不便を置きかけしていることは認識している。ヘルパー派遣ができるよう国に対して要望しているところだ。障害のある患者に対してはその特性に応じた配慮を行うよう、保健所を通じて府内医療機関に周知する予定だ。

27. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させて、障害者が地域の医療機関で安心して適切な医療が受けられる専門医療機関を充実させて、地域医療機関と専門医療機関の連携を強めて、適切で敏速な対応ができる体制を整えてください。合わせて、医療的ケアの「地域ケアシステム」（医療的ケアネットワークシステム）の構築を早急に図ってください。

【基本回答】

障害者社地域医療ネットワーク事業において、身近な地域で安心して医療が受けられるよう、ネットワークを構築するとともにその内容について周知してきたところだ。協力医療機関に係る情報を更新してホームページで公開している。

発言／ここ数年の間に協力医療機関は何件増えたのか。具体的にどういう連携をしてどういう効果がみられているのか。今後この推進事業をどう充実させていくのか。

回答／平成21年度にネットワークを作り、平成25年度にあらためて医療機関に確認をとったところだ。受け止めていると認識しているところに参画いただいている。昨年度の確認状況では、脊髄損傷ネットワーク機関131、脳性麻痺ネットワーク機関70、小児神経・外科ネットワーク機関89となっており、トータル1件の増という状況だ。本事業は、予算のない中で、医療機関の参画を得て情報を集め協力関係の深化を図っていくというものだ。

28. 脳性麻痺やポリオ、脊椎損傷や頸椎損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。予防・治療・予後・環境対策も含めた科学的な研究ができる機関（専門検討チームなど）を創設してください。その検討結果を元に、個々の障害に適した先端医療（検診・治療・リハビリなど）が経年的（生涯通じて）に受けられるシステムを創設してください。

①幼少期や学齢期から自らの障害を正しく捕らえて、二次障害への知識・認識を正しく持てるように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導（アドバイス）できるシステムを創設してください。

【基本回答】②と同様

②適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。

【基本回答】

障害別の二次障害の実態調査を行うことは困難だ。これまでも、大阪府障害者計画の策定に際して、全般的な府内障害者の生活実態やニーズを調査してきたところであり、これを踏まえた施策の推進に努めてまいりたい。

児童福祉法においては、保健所長が必要な療育指導ができると定められており、早期発見早期医療の適切な指導を行い、適切な医療の提供と二次障害の予防、政令市中核市を除く12カ所に保健所を設置しており、保健師、理学療法士、言語聴覚士などによる医療・養育の助言指導を行っている。

障害者や家族に対して適切な支援を行うため、相談支援体制の充実を図るため、人材育成、基幹相談支援等の様々な役割を果たしている。障害児療育等支援事業を実施する一方で、平成25年度からは、障害児通所支援に従事する職員に対する人材育成のほか、発達障害児を支援する施設への発達障害児療育支援事業を実施している。今後とも障害児者が適切な支援が受けられるよう情報提供に努めていく。

文科省は特別支援教育を推進するにあたり、全小中高等学校に、特別支援教育コーディネーターを設置し校内委員会を設置することとし、校務分掌に位置付けられている。保護者の様々なニーズに沿うことができるよう、平成18年度から地域整備事業を実施しており、支援教育推進の中心となる教員をリーディングスタッフと位置づけて巡回相談を実施している。府立支援学校がセンター校としての役割を果たしていけるよう努めるとともに、市町村教育委員会には巡回相談の一層の活用について指導してまいりたい。また、個別支援計画の作成、連絡帳のやり取り、懇談の実施などで、適切な指導アドバイスを行っている。府立高等学校では障害学生への支援のためにエキスパート支援員として臨床心理士などを配置し、教員に対して障害のある児童生徒に係る助言指導に当たっているところだ。

府内には障害者の身近な地域で就業総括支援を行う、障害者就業・生活支援センターが18福祉圏域に1カ所ずつ整備されており、関係機関との連携のもと就職を目指す障害者らに対する一貫した支援を行っている。二次障害の発生防止のためには、勤務時間や職場環境の見直しが必要であり、障害者就業・生活支援センターと医療機関の連携が必要不可欠だ。障害者地域ネットワーク事業に参加する医療機関との連携の強化を図って参りたい。

身近な地域で医療が受けられるよう、脳性麻痺、脊髄損傷の合併症への対応のため地域医療機関ネットワーク事業を実施している。今後、関係部局と連携を図りながら情報提供につとめてまいりたい。

発言／これまでも民間の努力で、就業・生活支援センター、企業、理学療法士などを含めて就労環境を改善させていく上での個別ケースのネットワークを作ってきている。府は絵を描くだけで、実際にそれを実施するのは市町村。もっと府が責任をもって役割を果たしてほしい。

③障害者地域医療ネットワーク事業を医療関係者だけではなく、府下の障害者・家族・関係者説明会を開くなど、より多くの障害者・家族・関係者に知らせる取り組みを実施してください。

（文書回答）

「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」は、障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、脳性麻痺や脊髄損傷など専門的な治療を行うことのできる医療機関のネットワークを平成20年12月に構築したもので、平成21年度には、ネットワークのポスター等を作成して、更に広く医療機関や府民に周知を図ってきたところです。

平成24年度には、ネットワークに参画する医療機関だけではなく、障がいがある方々が受診の際に安心して医療を受けていただくことができるよう地域の医療機関（府内約9,000の医療

機関)の医療従事者に対して、「医療機関等における障がい者配慮ガイドブック」を送付するとともに、「医療サポート絵カード」や、医療機関に伝えるべき情報を記載する「医療サポート手帳」などの支援ツールを周知しました。

平成25年度には、地域における医療と福祉の役割分担や情報交換のあり方等を協議することにより、相互理解を深め協力体制づくりの一助とするために「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム」を開催しました。また、地域医療ネットワーク推進事業協力医療機関について星新情報へ更新を図ったところです。

今後も引き続き、こうした情報や支援ツールを大阪府HPに掲載するなど、より多くの障がい者・家族・関係者への周知に努めてまいります。

29. 低所得で苦しい生活を強いられている障害者世帯の国民健康保険制度の保険料を大幅に引き下げてください。

【文書回答】

国民健康保険料について、低所得に対しては、政令による軽減措置が講じられているなど、一定の配慮がなされているところです。国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことを基本とすべきであるため、保険料の軽減措置の拡充については、国の責任で行われるべきものと考えます。このため、制度設計に責任をもつ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、要望しているところです。

30. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【基本回答】

予防接種法に基づき規定されており、子どもの予防接種については定期予防接種に位置付けられたもの以外は任意接種となっている。万一事故が発生した場合には補償対象外となる等の問題もある。必要なものを早急に定期接種化するよう国に求めていく。市町村において接種の助成が行われている。

質問／予防接種は感染拡大を防ぐためという目的もある。障害者がインフルエンザにかかった時はとたんに重症化する。大阪府下でも必要と認めた市町村が補助を始めている。

回答／市町村の助成事業として実施していただいている。

31. 聴覚障害者が安心して治療を受けられるように、府下の市町村直営の病院や民間の病院に、手話通訳者の設置や手話のできる看護師、相談員などの配置ができるように働きかけてください。また、府下の市町村直営の病院や民間の病院の医療従事者を対象に聴覚障害者への理解を広めるための研修を行なってください。

【基本回答】

手話は重要なコミュニケーション手段であり、聴覚障害者の社会参加に必要なものと認識している。いのちと健康にかかわる医療機関でのコミュニケーション確保は重要であり、手話通訳者派遣事業において診察時・医師の説明時等において派遣している。手話通訳に関する専門的知識、聴覚障害者に深い理解を持った通訳者を養成するため、病院スタッフに対して手話奉仕員養成講座への開催について民間病院に周知している。

平成18年度に障害種別に応じた医療関係者のコミュニケーション方法を記載した「配慮ガイドブック」を作成配布した。医療サポートカード、サポート手帳などの支援ツールを改めて周知したところだ。

発言／手話通訳派遣講座については、病院関係者が来ることはほとんどない。

回答／病院関係者からの参加上記用については把握していない。

32. 手話でのコミュニケーションができない環境にいるために自分の思いを伝えられないまま不当に精神科病棟等に入院を続けている聴覚障害者に、大阪ろうあ会館、なかまの里、あいらぶ工房など専門の機関を利用するよう、大阪府として自立支援促進会議や退院促進支援協議会に働きかけてください。

【基本回答】

社会的入院患者の退院に向けた地域での支援体制づくりが重要であることから保健所が中心となり自立促進会議を設置してきた。地域移行推進部会を市町村自立支援協議会に設置するよう求めているところだ。地域移行対象者への地域生活体験利用等、退院後の支援を入院中から行っているところだ。聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段の確保が必要であり、手話通訳者の派遣等で対応している。今後とも地域移行に努める。

33. 医療機関に入院（生活）するろう重複障害者が、必要な情報・談話・医師や看護師等の説明、また外出等が可能となる様、手話ができるヘルパー（ガイドヘルパー）等を派遣・利用できるようにシステムを大阪府として整備してください。

【基本回答】

聴覚障害者が公的サービスを受ける場合、円滑な社会生活を営む上で手話は重要なコミュニケーション手段だ。病院スタッフとのコミュニケーション確保は重要であり、必要な時に事前の派遣依頼に応じて派遣をしておこうとしたニーズにも対応している。入院時のヘルパー利用については、国の通知によって看護・療養上の世話は、看護師・補助者が行うこととなっている。派遣対象としては認められていない。移動支援についても同様の取り扱いとなっている。障害のある患者のニーズに応じたものとなるよう制度改善を国に求めている。通院については地域特性に応じて市町村の判断で運用されている。

<障害者福祉施策>

34. 障害者権利条約や障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と国が取り交わした基本合意と障害者制度改革推進会議がまとめた骨格提言に沿って、応益負担の撤廃や障害支援区分の廃止など障害者の権利保障のための新法「総合福祉法」の実現を国に強く求めてください。

【基本回答】

障害者総合支援法においては常時介護を要する障害者への就労支援の在り方等、骨格提言で示された事項の多くが今後の検討事項となっている。これらの事項について今後十分協議を行うよう、国に求めてまいりたい。

35. 広域的対応が求められる聴覚障害者に対応できる施設などへの通所にかかる、本人や家族の負担を軽減策を講じてください。重度の知的障害や肢体障害を併せ持つ利用者への送迎場所まで家族の支援等の負担を軽減するためガイドヘルパーの利用やそれに代わる支援制度を検討してください。

【基本回答】

大阪府として、これまで国に対して所得に応じた負担軽減措置の実施等について制度改善を求めてきたところだ。送迎支援については平成24年4月から報酬算定されるようになったところだ。ガイドヘルプについては社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動にかかる外出の支援に関して支援するものであり、通年かつ長期にわたる外出や通学・通勤等については対象として認められていない。本府独自の交通費補助は困難。送迎支援をしている家族が病気の場合等、送迎を代わって行く方がおられない場合など、緊急やむを得ない場合については移動支援を認める場合もある。市町村に相談をしていただきたい。

発言／聴覚障害者の通所施設など利用者が府下広域にまたがる場合など、利用者の交通費負担が大変となっている。何らかの方法で支援することはできないか。

回答／ご要望については昨年もお聞きした。設立の経過についても理解している。施設に出向いてその状況・実態についてお聞きをしたい。

発言／身近な居住地で利用できる場所を確保することも含めて協議していただきたい。

回答／了解した。

36. 高次脳機能障がいを含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。合わせて府独自の救済策を講じてください。

【基本回答】

大阪府としてはこれまで、国に対して低所得者への負担軽減策等の制度改善を求めてきた。現在

では生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については無料となった。所得段階区分については世帯の範囲を本人及びその配偶者のみとされているところだ。すべての障害者にとって、地域で安心して暮らせるものとなるよう法の円滑・適正な実施を図るとともに、国に対してその改善を要望してまいりたい。

発言／中途障害者の実態についてはこれまでも様々な機会にお伝えをしてきた。国に対してどのように要望されているのか。

37. 今年、4月より障害程度区分より障害支援区分への変更が行われました。評価が変わることにより、サービス利用における不利益が生じないかが懸念されています。認定調査や審査会決定が適切に行われているか、府内市町村の実施状況を定期的に把握しその状況を公表してください。また、調査員への研修を徹底し、認定調査員によって違いが生じないようにしてください。

【基本回答】

平成26年4月から障害支援区分による認定を実施している。認定の実施状況については国においてデータ収集が行われることとなっている。認定を含めた支給決定の在り方については、引き続き国に対して当事者団体等の意見を十分に聴取しながら進めるよう求めてまいりたい。障害支援区分の認定については市町村の職員や委託を受けた指定一般相談支援事業所従事者であって都道府県研修を修了した者が行うこととなっている。認定調査員の研修については大阪府において毎年実施している。障害支援区分は、支給決定の基本資料であり全国一律に公平・公正に行われる必要がある。市町村の区分認定が適正に行われるよう今後とも研修の実施に努めていく。

38. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や具体的相談内容等)を明らかにしてください。

【基本回答】

事業への指導監査については、障害者総合福祉法ならびに大阪版地方分権推進制度に基づき実施しているところだ。現在、33市町村に事務を委譲しており、委譲市町村への助言については、市町村からの問い合わせ等必要に応じて行っている。相談内容としては、国の基準で定められている加算の考え方等についてのもが多く寄せられており、市町村で判断が困難な場合が多いこともあり、府において判断が困難な場合は国に紹介している。

発言／今後実態をお示ししたうえで懇談を行っていただきたい。

回答／了解した。

39. 重度障害者の自立(自律)生活を支援する入所施設を整備し豊かな暮らしを保障してください。

①入所施設を整備・建設をおこなってください。医療的ケアの利用者を受けとめるためのくらしの場を府の責任で整備してください。また、看護師配置が可能となる補助を創設してください。

【基本回答】

入所施設・施設入所支援の整備については、第四次大阪府障害者計画に基づき障害者の希望に基づいた地域での生活を支援するための施策を計画的に進めることとしている。平成17年10月における入所施設・施設入所支援の利用者は5945人であったが、このうち40パーセント以上の2378人が地域移行した。現在のところ新たな入所施設を整備する計画はない。医療ケアが必要な方への対応については、医療機関からの看護師の派遣等に係る医療体制連携加算が行われているが、地域生活を支えるための福祉と医療の円滑な連携に資するためのシステムについても検討してまいりたい。

②地域で家族とくらししている人やグループホームも含めて、緊急時への対応や相談できる入所機能を持つ拠点施設の整備を各地に進めてください。

【基本回答】

国が定める基本指針では、グループホーム等の基本居住機能の整備とあわせて地域生活支援拠点の整備を図ることとされている。地域生活支援拠点については、平成29年度末までに市町村もしくは福祉圏域ごとに少なくとも一か所整備を図るよう求められている。今後、市町村における検討状況について聞き取りを行うとともに必要な支援のあり方について検討してまいりたい。

発言／施設入所待機者等現状はどうなっているのか

回答／まず市町村で継続可能な制度をどのように構築するかを考えていただきたい。親子の高齢化に対する危機感については、いろんな知恵を絞っていきたいと考えている。在宅率は増えていることは間違いないが正確な数字はこの場では申し上げられない。待機者については直近3月末時点で、身体障害で緊急度の高い待機者が大阪市も含め82名、同じく知的障害者は112名となっている。

発言／近畿圏での受け入れも困難となっている。「地域で暮らす」ということが一層困難となっている。今後入所施設は作らないと言い切るが、グループホームについても計画的に整備しないと、こうした矛盾は一向に解決されない。

③北摂地域に療養介護施設（旧重症心身障害児者施設）が整備されるよう、府として特段の援助（土地提供等）を行ってください。

【基本回答】

現在大阪府内には8カ所の療養介護事業が整備されている。このうち北摂地域では、国立病院機構・刀根山病院が療養介護事業所の指定を受けている。大阪府障害者計画に定めている方々にサービス提供を行えるよう努めてまいりたい。

発言／大阪府には重症心身障害児者の方に対応する施設が圧倒的に不足している。入所施設・ショートステイも不足している。刀根山病院は筋ジストロフィーに特化された病院であるため、重心的の方の利用にはあまりつながっていない。

発言／他県の施設に入所せざるを得ない人も数多く生まれている。8カ所整備されていると言われてもショートステイの利用も困難な状況。大人の障害者に対応できる病院がないので大変な状況となっている。

回答／施設整備を求める方たちとこれまでも懇談・対応をさせていただいてきた。土地、府有地の情報等についてもお話をさせていただいている。継続的に話をしている。ショートステイの拡大については、地域生活拠点の整備とともに医療機関のショートステイ機能の整備をすすめ2医療機関で整備が行われた。医療機関情報については、大阪府のホームページでも5月下旬から公開している。日々検討を続けているのでご理解いただきたい。

④報酬単価の改善を大阪府として国に要望するとともに、実施されるまでの間、大阪府において独自の支援策を講じてください。通院・入院に際して必要な支援が行えるよう必要な職員配置を国に働きかけるとともに、必要な社会資源の活用ができるようにしてください。

【基本回答】

障害者総合支援法に基づく各種福祉サービスは、全国一律の制度であり報酬基準や人員基準については、これまでも国に対して必要な要望をおこなってきたところだ。現在、入院外泊時加算、入院一時支援特別加算等の報酬算定が可能となっている。本府独自の上乗せ制度の創設は困難だ。通院にかかる費用等必要に応じて報酬基準の改善を国に求めていく。

発言／医療連携加算は使いづらい。我々の知用差でも2%しか利用されていない。

⑤夜間の体制を手厚くすることができるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を実施してください。

【基本回答】

障害者総合支援制度に基づく各種福祉サービスは、全国一律の制度であることから、国に対して必要な要望を行ってきたところだ。平成24年4月の報酬改定で、重度障害者支援加算、夜間支援体制加算は一定の改善措置が行われている。必要に応じて報酬基準の見直しを国に求める。

⑥重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。

【基本回答】

設備改善に対する補助については、既存施設が老朽化している場合、施設の建て替えや大規模改修の際の補助制度がある。国の財政状況も厳しいものがあることから、予算額については減少している状況となっている。

⑦入所施設でもガイドヘルパーが利用できるよう国に働きかけてください。

【基本回答】

移動支援事業については、障害者総合支援法に基づき市町村の地域生活支援事業の一つとして位置付けられている。その内容については、国が定める実施要項によって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等への利用に供するとともに、地域の特性や利用者の状況等に応じた柔軟な利用についても実施できることとなっている。施設入所者の移動支援の利用については平成21年9月3日付で配慮いただくよう通知を出している。移動支援について市町村間で相違が生じることをさけるために平成24年3月に「運用の考え方」を府と市町村とで共同作成したところだ。これはあくまで標準的なものであり、移動支援の利用については市町村が判断することとなっている。平成26年3月、運用状況調査を行ったところ34市町村で入所施設利用者も利用できることとなっている。

発言／実施状況については公開しているのか。

回答／市町村に紹介をかけて内部に資料として持っているものであり公開していない。

発言／実際に利用できるとしている市町村においてもその実態はばらばらだ。

発言／どのような内容で市町村の状況を把握すればよいか、意見も頂きながらその状況の把握に努めたい。

40. 医療ケアと障害専門ケアができて、年齢制限のない障害者生活施設を府下各地に作ってください。

【基本回答】

第四次障害者基本計画においていっそう協力に地域移行を図ることとしている。年齢に関係なく安心して地域で暮らしていけるよう、地域医療基盤の拡充を図るとともに、地域ケアシステムの具体策を検討している。

41. 医療的ケアが必要な障害者が、地域で暮らす上で医療との関わりは欠かせません。現在、特定行為（経管栄養・痰吸引）が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。研修費用の助成、その後の研修の充実等、大阪府として独自の施策を講じてください。

【基本回答】

社会福祉士・介護福祉士法が改正され、平成24年4月より、介護福祉士において経管栄養・喀痰吸引等の特定行為が行えるようになった。特定行為を行うための研修の実施については大阪府が指定する登録研修機関で行っていただいている。登録研修機関が実施する研修の費用については今のところ法令による明確な基準がない。登録研修機関の指定にあたっては、研修の質を確保するとともに迅速な手続きを図って参りたい。

42. グループホーム制度を拡充してください。

①夜間支援体制加算の扱いが変更され、従事者の雇用形態を「夜勤」として見なすよう検討されたことは評価しますが、今回の加算額の改定では到底夜勤配置できるような額ではありません。来年度は報酬改定が予定されていますが、その際に本来の夜勤配置ができるよう抜本的な改定（増額）を行うよう厚労省に申し入れてください。また、2014年度は緊急措置として、夜間支援体制加算を補うための府の独自支援策を実施してください。

【基本回答】

平成26年4月のグループホーム・ケアホームの一元化により、勤務体制、賃金の取り扱いがあらためられ、夜間支援従事者を配置する場合の「夜間支援体制加算1」が新設されたところだ。日中活動支援については、日中を外で活動することが困難な方に対しても報酬が算定できるようになった。上乘せ補助は困難だが必要に応じて報酬基準の改正を国に求めてまいりたい。

②「夜勤」配置を進めていくうえでこれまで以上にスタッフの確保が必須となりますが、困難な状況です。府社協等、福祉人材に関わるとりくみを進めてはいますが、十分な効果があがっていない。

ません。各市町村に呼びかけて、大阪府として人材確保につながるとりくみをさらに推進してください。

【基本回答】

大阪府としても福祉サービスの人材確保が厳しいことは認識している。介護ニーズが高い障害者の方の利用を促進するための人員配置基準の改善、事業所のスタッフの質の向上のとりくみを評価する報酬体系の改善等を国に対して求めている。

福祉介護分野の従事者数は増加傾向にあるものの、有効求人倍率は増加傾向となっていることから、人材確保は依然厳しい状況となっていることは理解している。大阪府社会福祉協議会に福祉人材支援センターの運営を依頼して合同面接会の実施等を行っているところだ。市町村においても、福祉人材確保基本指針において、イベントの後方支援の実施や、福祉介護サービスの意義やその重要性の啓発等を積極的に行うよう働きかけているところだ。

③府営住宅での、グループホームの開設を今後も一層進めてください。加えて、府営住宅での消防法の改正に伴う設備整備について補助を行うことや大阪府として整備を行った後貸し出す等の手立てを講じてください。

【基本回答】

グループホーム事業者に対して府営住宅のあっせんに努めてきたが、今後も住宅まちづくり部と連携し、積極的に取り組んでいきたい。消防法改正に伴う改正に伴う設備整備の改善については今後とも必要な財政措置を講じるよう国に求めていきたい。

府営住宅におけるグループホームの開設については、平成26年6月1日現在で1630戸の許可を行ってきたところだ。

④グループホームの開設にあたって、建設補助や設備整備補助を大阪府として独自に設けてください。

【基本回答】

府独自の補助金の交付は困難だ。グループホームの新設をはじめとする建設整備については、施設整備費補助金として国・府の補助額を合わせて2170万円を上限に補助を行っている。国が全額交付を行ってきた福祉施設基盤整備補助金については、平成24年度末で終了となった。大阪府としては、国に対して引き続き財源措置を講じるよう要望を行っている。

発言／すでに開設したグループホームの土地に新たなグループホームを開設したいが同一敷地内ではダメと言われている。

回答／実際の指定権限は市町村にある。同一敷地での開設については大阪府の基準もあるが、しゃくし定規に当てはめているわけではない。

発言／障害者の地域生活にだれが責任を負うのか

回答／予算議論につながるよう障害福祉課として努力してまいりたい。

⑤重度障害者や高齢化に伴う介護度が進む中で、国の報酬改定後もグループホームを利用できるように、大阪府として積極的に加算措置を講じてください。また、グループホームの利用実態を把握して改善の課題を明らかにするとともに、その実現を国に求めてください。

【基本回答】

グループホームでの介護ニーズが高い障害者の受け入れを促進するため、大阪府として、基本報酬の設定、重度障害者支援加算の要件緩和、質の向上を図るための報酬体系の改正等を国に働きかけている。利用実態の把握については、指導・ヒヤリングなどの際を活用しておこなっているところだ。そこで明らかになった改善点をもとに、国にその改善を求めていく。

⑥グループホームが建築基準法上「寄宿舍」とされていることから生じる様々な制約により、グループホームの開設や建設が滞らないよう、大阪府として格段の措置を講じてください。

【基本回答】

グループホームについては、一か所の台所を入居者で共有する形態のものが一般的であり、そうした形態の建物は建築基準法上「寄宿舍」として扱われている。「寄宿舍」とされることで、建

築基準法上、廊下と居室との間仕切りの材質や廊下における一定の幅員の確保などが求められている。高齢者用グループホームにおける火災事故などを受け安全な設備基準を設けることが求められる一方で、既存住宅における設置開設の必要性も認識している。他県の取り扱い事例の研究や国における防火規制の緩和策等の動向を踏まえ今後の対応方針を取りまとめてまいりたい。

発言／他の都道府県ではどのように扱われているのか

回答／日本建築行政会議（特定行政庁、建築確認業務を行う民間機関がメンバー）の見解では「寄宿舍」との判断が行われている。ただそうした形だけでは課題にこたえていくことができないことを考慮して、あわせて他の都道府県では寄宿舍と扱っていない事例もあり、それらの実態も研究対象としながら大阪府としての対応方針を検討しているところだ。

回答／規制によって整備がストップするようなことは、福祉部としては残念なこと。現在の状況は把握している。住宅まちづくり課と協議しているところ。今しばらくお待ちいただきたい。建築基準法によって地域生活が阻害されることは本意ではない。

回答／問題が挙げられている茨木・豊中は特定行政庁（府内18）でもあり、同じような対応ができるよう考えていきたい。安全確保策を前提としながら対応策を検討してまいりたい。

⑦グループホーム、ケアホームの新規開設のための建設費等の補助を拡充するよう国に働きかけるとともに、大阪府の独自制度を創設してください。

【基本回答】

新築のグループホームの建設整備費については社会福祉施設等施設整備補助金として、2170万円を上限に補助を行っている。当該補助については国の予算が減少している中、府として予算の確保に向け国に要望を行っている。

⑧グループホームの家賃補助を拡充してください。

【基本回答】

家賃補助については、すでに国・大阪府・市町村の負担で行っておりさらに上乗せ補助することは困難だ。

⑨グループホームに看護師を配置できるようにしてください。

【基本回答】

必要に応じて国への要望を検討してまいりたい。平成26年4月より「医療連携加算V」が整備されたところだ。看護師配置事業所で算定可能となっている。

⑩グループホーム利用者が病気や問題行動等で一時的にホームでの生活が困難になった場合の支援体制を整備してグループホームでの生活が可能になるまでの間サービスができる仕組みを整備してください。入居者の精神症状の悪化などでグループホームでの生活が困難になった場合、「なかまの里」で一時的にショートステイを利用していますが、満床になった場合ショートステイの受入ができずケアホームにも報酬が入らず経営面が非常に厳しくなります。また、ケアホームから施設のショートステイへ、ショートステイを終了しケアホームに帰るなどの受け入れがスムーズにいくよう、各市町村に働きかけてください。

【基本回答】

入院等により不在となった際の対応について、施設入所支援と同様の加算を設けるよう国に要望している。短期入所利用の際の連携については、利用者の視点に立ったきめ細かな対応が行われるよう市町村に求めてまいりたい。

発言／具体的な事例について相談に応じてほしい

回答／了解した

⑪グループホームの入居者の個別の外出支援等の要望に応えられるようガイドヘルパー制度の充実を市町村に働きかけてください。

【基本回答】

移動支援の利用は可能となっているので市町村にご相談いただきたい。

発言／市町村によって対応に格差がある。

回答／理念的なものについては認めていく方向になってきていると認識している。国に対して地域生活支援事業の財源確保とあわせ移動支援の個別給付化への働きかけを行っている。

⑫通院・入院に際して必要な支援が行えるよう必要な職員配置を国に働きかけてください。

【基本回答】

介護ニーズが高い障害者の方の受け入れを促進するための人員配置基準に伴う基本報酬の設定等についてこれまで国に要望をしているので、今後も引き続き要望してまいりたい。

⑬グループホームでのガイドヘルプやホームヘルパーの利用について、一人ひとりの支援に必要な支援時間数が確保できるよう、また、利用に係る制限や通院介助の扱いなどで市町村間での格差が生じないように、大阪府として必要な調整や働きかけを行ってください。

【基本回答】

グループホームにおいて、世話人等が個別に対応することが困難な場合等については、ホームヘルパーを利用することが可能となっている。また、日中支援加算が設けられているのでこの制度の活用をお願いしたい。土日祝日など日中支援加算が算定されない曜日の日中支援については、その算定を国に要望している。利用者の状況等に応じて適切に判断されるよう市町村に対して働きかけを行ってまいりたい。

4.3. ホームヘルプ制度を拡充してください。

①通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めるよう関係先に働きかけてください。

【基本回答】

通院等のための移動介助は通院等介助サービスにおいて提供することとなっているが、病院内の看護は基本的な医療機関において担うこととなっている。ただし病院内での待ち時間は通院等介助の報酬算定にはならない。入院中については、病院の看護師または看護補助者が行うこととなっている。

発言／毎年変わらない回答

回答／入院時の対応については大原則として医療機関での対応が前提となっている。大阪府としては通院時の対応について市町村間にばらつきがあったことから、平成25年8月に認められているケースについて全市町村に通知として情報提供している。

発言／通知文はいただけるのか。

回答／お渡しする。

②ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。

【基本回答】

大阪府として国に対して、所得の状況に応じて負担軽減などの制度改善を行うよう求めてきた。宿泊費・交通費等について大阪府として独自に軽減措置を行うことは困難だ。

発言／付随する負担の軽減策を講じてほしいという趣旨の要望だがそれに対する回答はどうか。

回答／国が決めた基準に対して府が独自に上乘せすることは困難。国への要望も含めて改めて検討を行いたい。

③ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう、とりわけ家事援助、重度訪問介護などの報酬の大幅な見直しを行なうよう国に働きかけてください。

【基本回答】

介護職の職場定着を図るため、平成24年4月に行われた報酬改定において、2.4%の増が行われたところだ。また、処遇改善加算や福祉介護職員特別加算が創設された。平成24年度の改定においては単位時間について30分間隔から15分間隔に見直しされ、より実態に応じた報酬算定が行えるよう改善が行われた。大阪府としては、これらの改善策の効果を見据えた上で、今後の改善策について国に求めてまいりたい。

発言／処遇改善交付金に代わるものとして、物価下落と差し引いて2.4%引き上げられたもので、他の報酬が引き下がった分と合わせると実質的なマイナス改定ではないか。
回答／実態としての現状はあるが、大阪府としては一定の改善が行われたと認識している。さらに改善が必要と言う事で国に対して引き続き要望をしているところだ。

④府下各地域で、医療的ケアのできるヘルパー事業所を増やすとともに、「医療的ケアネットワークシステム」の構築を図ってください。

【基本回答】

ヘルパー等に認められている医療ケアは特定行為として「5行為」が列举されている。大阪府としては改正された社会福祉士・介護福祉士法に基づき、登録を行った研修機関における研修を行っているところだ。今後とも特定行為における安全性を確保できるよう適性に認定登録を行っていく。

⑤通院介助時の院内介助の実施、入院時や通勤・通学時への支援、育児や家族支援など、障害者一人ひとりの必要に合わせた支援が柔軟に実施できるよう、提供できるサービスへの制約をなくしてください。

【基本回答】

入院時については、国の通知により入院患者の看護や療養上の支援は看護師や補助者が行うこととなっており、家事援助や身体介護を行うホームヘルパーの派遣対象とはなっていない。個々のニーズに応じた制度となるよう、その改善を国に要望している。通勤通学については通院等介助には認められていない。また、育児については家事援助の対象となることもあり得るので市町村に問い合わせていただきたい。

⑥障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど、ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるための研修機会の拡大等を図ってください。

【基本回答】

国制度では初任者研修を修了した者がその任に当たることとしている。大阪府としては加えて障害特性の理解を深めるために、障害者ホームヘルパー研修を実施し、その中において人権意識を高めるための講義も盛り込んでいる。昨年度年間86人が受講した。

4.4. 支援を要する人の体調に変化があった時等（病気や怪我から回復するため、あるいは、障害のためかかりやすいと思われる病気を日常的に予防するために）普段より多くの支援を要する際に迅速に対応できるようにするため、市町村に以下の支援策を講じてください。

①入院するまでもない病気や怪我で、障害者が一時的に自宅で療養しなければならなくなった場合、独居あるいは介護力が小さいものには、治癒までの間、（医師の意見書などをもとに）居宅支援または重度訪問介護の支給量を増やす措置を講じてください。

（文書回答）③と同様

②誤嚥性肺炎等、再発しやすい疾病になった場合、必要であれば、予防措置（口腔ケア等）が日常的に行なえるよう介護支給量を確保してください。

（文書回答）③と同様

③インフルエンザ等の感染症に利用者が罹患した場合、当該利用者に関わる従業者に対して必要十分な感染予防措置がとれるよう、事業者へのリスクマネジメント加算（仮称）などの措置を講じることができるよう国に働きかけるとともに、府としての独自制度を設けてください。

（文書回答）

緊急時のヘルパー派遣について、サービス提供責任者が利用者又はその家族等からの要請内容の緊急対応の必要性を判断し、居宅介護計画上に位置付けられていないサービスを利用者又はその家族等から要請を受けて24時間以内に行った場合、緊急時対応加算が算定できます。必要に応じて市町村とご相談のうえ、ご活用願います。

インフルエンザ等の感染症については、施設・事業者に対し、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、設備等の衛生的な管理及び利用者の健康管理に努めるよう指導しているところです。なお、国の報酬体系においてインフルエンザ等感染症予防のための予防接種などに対する加算制度はなく、また、本府として独自の加算を設けることは考えておりません。

45. 居宅サービスでは補えない障害者の生活全般のサポートや個々の生活に応じた支援をするための個人付きヘルパー（パーソナルアシスタント）制度の創設を検討してください。

【基本回答】

障害者の地域での生活をさえるためには、個々の障害の特性や程度、家庭での状況や本人のニーズを適切に踏まえ、様々な社会資源を動員したサービス利用計画の策定とサービス利用が求められている。支給決定に際して十分な聞き取りの実施が重要と考える。適切な支援が行われるよう市町村に対して助言してまいりたい。パーソナルアシスタンス制度については、今後国の検討の動向も踏まえ勉強してまいりたい。

発言／肢体障害当事者の中でも研究会を立ち上げ検討をしている。今後意見交換の場を設けてほしい。

回答／了解した。

46. 児童のショートステイの充実を図ってください。また、学校と施設の間を送迎してください。

【基本回答】

ショートステイは平成26年4月1日現在で253事業所整備されている。医療的ケアが受けられる短期入所事業所については、大阪府のホームページで公開している。また、人員体制に配慮した報酬体系となるよう国に要望している。

発言／安心して預けられるショートステイを増やしてほしい。

回答／支援学校の送迎については、教育委員会に対しても状況をお伝えしてまいりたい。

発言／障害児のショートステイの重要性は、子どもにとっての初めての体験を成功させる上からも重要。大人の中に預けると言う事では対応しきれないことも多々ある。

回答／重要性はよくわかる。

47. 補装具について以下の改善を図ってください。

①補装具の補助基準を引き上げるよう、また、特例補装具費について、基準額外となっている製品・部品等についても支給対象となるよう関係先に働きかけてください。市町村によって給付品目に格差が生じないようにしてください。

【基本回答】

補装具費の種目等については、厚生労働省告示の中で定められている。大阪府として種目・基準価格を改善するよう国に要望している。

②電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。

【基本回答】

額の算定等に関する基準は厚生労働省告示の中で定められており、電動車いすの支給については、電動車いすに係る補装具日支給事務取扱要領で定められている。補装具を必要としている方の身体の状態や年齢、学校教育の状況、生活環境等を総合的に判断することになっている。

③電動車いすについて、自由に操作練習ができるシステム（一定期間の機種貸し出しや車いす教習場（操作練習）を作るなど）をつくり、支給決定は、電動車いすの操作困難者に十分な指導・練習を保障したうえで判定をしてください。

【基本回答】

操作訓練については、支給決定時に格段の指導を行うこととしている。

発言／格段の指導の内容はどのようなものか

回答／年に一度市町村を集めた会議の席上で市町村を指導している。

④通院リハビリでの操作訓練ができるように、モギ電動車いすを配備していない病院には、購入費用の補助制度を創設してください。

（文書回答）⑤と同様

⑤支給判定は、障害の特徴を配慮して、なるべく普段のリラックス状態で受けられるような環境にしてください。

（文書回答）

リハビリ中で医療を行っている段階では、身体機能が失われている程度が未確定のため、補装具は支給できませんが、リハビリに使用する治療用装具・補装具については医療保険制度で定められています。電動車椅子の支給判定の前には、一定期間、補装具業者等により電動車椅子が貸し出され、操作等の説明を受けた上で、地域での練習が可能となっています。また、使用者や歩行者等の安全を確保するため、操作訓練や使川上の留意事項の周知について格段の指導を行うこととなっています。

⑥補そう具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にしてください。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度を作ってください。

【基本回答】

基準額を超える場合は差額を利用者が負担できることとなっている。基準価格の改善については国に要望する。

⑦障害者総合支援法の3年後の改正にあたって補装具・日常生活用具の法律を下記項目のように抜本的に改正するよう国に要請してください。

ア) 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにすること。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に進めるようにすること。

イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置する。それは地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制にすること。

【基本回答】

実態を十分に把握した上で使いやすいものとなるよう、国に要請してまいりたい。

発言／補装具に係る個別具体のケースについてここに相談に応じてほしい

回答／了解した

⑧軽度・中等度難聴にも補聴器費用を補助してください。

【基本回答】

早期に補聴器を装着することはその後の成長発達にとって重要であると認識している。現在大阪府では60デシベル以上で手帳交付対象とならない難聴児童に補聴器の助成を行っている。

発言／毎年出している要求。前進が見られない。

回答／現行制度の枠を維持してまいりたい。

48. 大阪府立障がい者自立センターにおける高次脳機能障害の利用基準としての「日常の生活動作がほぼ一人でできる方又は短期でできるようになると見込まれる方」という要件を見直し、重度者であっても利用できるようにしてください。また、行き場の無い最重度の高次脳機能障害者に対する支援を、府の責任でおこなってください。

【基本回答】

【基本回答】

脊椎損傷や高次脳機能障害の方などに対して、自立訓練・生活訓練を提供している。対象となっている方々の大半は脳卒中等の中途障害者でありその多くが高次脳機能障害者となっている。自立センターは訓練施設であるため、当センターのプログラムにより改善の見込みのある方を対象としている。重度の方を含めて、まずは相談いただき、自立センターで提供できるサービスについて前向きに検討してまいりたい。

発言／重度障害者を受け入れる方向で進めていただきたい。

回答／65.5%が高次脳機能障害。最重度の方を受け入れられる状態かと言えばそうではないというのが率直なところ。できるだけ多くの方を受け入れていかないといけないとは認識しているがそこに至らない実態がある。平均利用期間は1年となっている。

49. 府立金剛コロニーの整備拡充を図ってください。

①指定管理者制度により、非正規職員への代替が行われ、民間施設では対応が難しい方の支援を任せられる一方で、雇用が安定せず人材不足が続くなか支援の質の低下が問題となっています。「指定管理者制度の運用について」（総務省自治行政局長平成22年12月28日付）の通知に基づき、安全・安心な運営が行われるようにしてください。

【基本回答】

障害者福祉事業団において、利用者本位のサービスが提供されるよう、これまでも多様な支援が行われてきた。また現在、収支均衡のとれた効率的な運営ができるよう経営改善を図っているところだ。安全安心な施設運営が行えるよう必要な体制確保を図るとともに、職員研修をおこない、一層の資質向上に努めているところだ。

発言／施設職員の退職が相次いでいる。正規職員での配置等ができるようにしていただきたい。

②障害者福祉事業団は民間の施設では受け入れが難しい人たちのセーフティネットの役割を果たしています。強度行動障がいの方並びに社会的不適応の人、民間で対応の困難な人たちについては府で責任をもって対応してください。重度の障がいのある方がたの医療に責任を果たしてください。

【基本回答】

砂川療育センターを特化型施設に再編したところだ。

発言／他傷・他害行為のある方の受け入れ場所がない。砂川も待機者が多い。ショートステイをたらい回しにされている状況だ。

発言／金剛コロニーにも他傷・他害の激しい方も入所している。砂川ではなくコロニーで受け入れ支援している現状をどのように考えているのか。

③再編計画ではこれまで、利用者の当たり前の生活を保障してきた理容室、売店、レストランがなくなり、またプールや体育館などの施設もなくなります。重度の利用者の方々が、今後も気軽に身近に利用できる施設を大阪府の責任で保障してください。

【基本回答】

平成15年に策定した「金剛コロニーの今後の在り方について」に基づき地域移行を基本としつつ、当面地域移行が困難な利用者に対しては、各人に応じた適正な支援が行えるよう努めてきたところだ。敷地内に障害者支援施設3棟の建設を予定している。指定管理者である事業団において適切な支援が行われるよう努めてまいりたい。

発言／プール、レストラン、理容室、売店などは残していただきたい。理容室は地域の方も利用が多い。こうしたものをなくすことが利用者本位のサービスとはどうい考えられない。コンビニに行くのにも介護タクシーを呼ばないといけない状況が生まれる。

回答／現在事業団と協議中だ。基本的には理容室の機能は残したいと考えている。プールについては検討中。結論は出ていない。者の施設については平成29年度の民営化を目指しているが、子どもの施設については府立でやっていきたいと考えている。強度行動障害や社会関係障害の方への支援もきちんと行っていけるよう考えていきたい。レストランについては利用の実態を踏まえ検討してまいりたい。

発言／理容室等の存否の判断時期はいつか。

回答／今年度中には決めないとはいけない。

発言／医療の確保等についてはどうか。

回答／府立施設利用者については「すくよか」で医療を提供している。府立施設から事業団率に代わっても医療提供体制は必要と考えている。その在り方については現在検討中だ。今年度中には結論を出したい。

④再編の計画が出され、老朽化施設をそのままにするという計画になっています。設立から40年がたち、施設の老朽化が進んでいます。イノシシが出たり、野生動物も頻繁に現れている状況ですので、使用しない旧の施設は速やかに取り壊し更地にしてください。

【基本回答】

今後とも計画的に整備を進めてまいりたい。

50. 相談支援事業の実施について、その役割を重視し、以下の点で具体的制度の改善を行ってください。

①平成26年2月27日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」の方向で示された国の支援策としての「地域人づくり」事業の具体的内容を示してください。また特定相談事業所が増えていない実態改善への方策を示してください。またサービス利用計画の策定にあたって、市町村等から一定の基準が示され、その基準内でのサービス利用計画作成が求められている、あるいはセルフプランを併用する等の対応をすすめている自治体等もある、その実態を把握したうえで適切な通知の趣旨の徹底を図るための指導を行ってください。

【基本回答】

「地域人づくり」事業については、厚生労働省の地域雇用対策室の事業として実施しているところだ。特定相談支援事業所が失業者等を雇用して地域のサービス事業所に係るサポート業務を行うこととしている。障害福祉サービスの経験を積んでいただくことで、他事業所への就労に結び付けることも目的にしている。また、様々な事務作業を担っていただくことにより相談支援計画作成の一助となる。

指定特定相談支援事業所の実施主体は市町村となっている。大阪府としては先行事例の紹介等を行っている。指定相談支援事業所の増加に向けて、相談支援従事者初任者研修の定員拡大、研修終了後確実に相談支援業務についていただくよう支援を強めている。

セルフプランは法令上身近な地域に相談支援事業者がない場合や申請者が希望する場合等に実施することとなっている。平成26年2月27日付の事務連絡を市町村に周知するとともに、すべての事業所に指定特定事業所の整備が図れるよう、相談支援専門員の養成に努める。

②指定特定等のサービス利用計画作成等にあたって、一般相談支援等と同様に、単にサービス利用計画の作成にとどまらず、日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。そのため、一般相談支援等の専門職員配置が可能な、相談支援事業の基礎的な制度を改善し、円滑な相談支援が行えるよう財政的な措置を行ってください。

【基本回答】

市町村は基本相談支援を実施することとなっており、現在すべての市町村で実施されている。円滑な相談支援が実施されるよう、自立支援協議会のケアマネジメント推進部会で「相談支援体制の充実について」のとりまとめを行い、市町村に配布し周知しているところだ。この事業の安定的運営のため基本報酬の改正、複雑な支援を要する者の評価等について改善を国に求めている。

③地域移行支援の対象枠の拡大にあたり、保護施設・矯正施設等の障害者への対象枠を拡大するにあたって、具体的支援ネットワークの構築や自立援助ホームや自立準備ホーム等の拡充等、地域基盤整備が緊急に求められますが、その対策をどのように進めるのか示してください。

【基本回答】

地域移行支援については平成26年3月より、保護施設、矯正施設が対象となった。実施に当た

っては援護の実施者としての市町村、関係機関が連携して行くことが必要なことから、該当する複数の市町村との連携を図っていくひつようがある。報酬上の措置の検討についても引き続き国に求めている。

④相談支援事業の具体的役割を明確にし、各種協議会等は、行政責任で開催する仕組みとし、その運営のための独自財源措置を講じてください。

【基本回答】

各市町村が状況に応じて関係機関との連携を図るための体制整備が必要と認識している。大阪府自立支援協議会のケアマネジメント推進部会において「相談支援体制の充実について」を取りまとめたところだ。連携方策を提案するとともに、先事例の紹介をすすめるとともに、市町村においてとり組んでいただけるよう支援をしているところだ。

⑤他市（市・相談支援事業所）との連携が取りやすい体制を構築できるよう整備を図ってください。特に親権者が他市在住で当事者が他市児童施設に入所している等の場合、卒後住み慣れた児童施設のある地域での居住を希望するが、居住地のサービス等の資源の情報収集が難しく、調整が困難等であるため、他市との連携がとれるような制度的配慮を行えるよう改善してください。

【基本回答】

利用者の希望を実現するために援護の実施者以外の市町村での支援も必要となることがある。対象拡大と体制整備を行っていくため、相談支援事業所は多忙となっている。相談支援体制の整備が図られるために、初任者研修の実施規模を拡大したところだ。平成25年度のとりまとめにおいて、基幹相談支援センター、自立支援協議会を中心とした地域の連携機関の重要性についても周知している。基幹相談支援センターを含め相談支援事業所の一覧については、大阪府福祉の手引きや大阪府ホームページに掲載している。

51. 家族の求めに応じ、学校で年1回程度、心理士等の専門家による発達検査・相談等が実施できるようにしてください。

【基本回答】

支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化や多様化に対応するため、専門性を持った、PT・OT・ST等を特別非常勤講師として配置する「福祉医療関係人材活用事業」を平成18年度から実施している。より専門的な支援が必要な児童生徒については、学校の判断で、福祉医療関係人材の指導助言を受けている。

回答／小中学校については、地域教育支援事業等において対応することも可能かと考えている。

52. 移動支援事業について、同行援護の導入後もこれまでのサービスが低下しないように市町村を指導してください。

【基本回答】

国の事務連絡により、同行援護以降以外のサービスについてはその水準が低下しないよう各自自治体に周知されているところだ。

53. 日常生活用具に係る制度を拡充してください。

①日常生活用具の補助基準を引き上げてください。また、市町村によって給付品目に格差が生じないようにしてください。

【基本回答】 ②と同様

②点字ディスプレイを重複障害者でなくても日常生活用具に加えるように市町村に働きかけてください。

【基本回答】

市町村地域生活支援事業の一つとして位置付けられており、交付基準額等については市町村の判断で定められることとなっている。平成26年3月の主管課長会議において地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業となっていることから、国の参考例にとらわれず地域のニーズを十分に踏まえて実施するよう、市町村に働きかけを行ったところだ。

54. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を明らかにしてください。また、市町村において、①運営に関する独自の上乗せ補助、②通所費用への支援や家賃補助、が実施できるよう、大阪府としての施策を講じてください。

【基本回答】

平成26年4月1日現在、府下53カ所で地域活動支援センターが実施されている。この事業は市町村事業であり、上乗せ事業は市町村独自の判断で行われるべきものと考えている。国に対して十分な予算措置を要望している。

発言／きょうされんでも運営実態の知用差を実施しているので、結果がまとまり次第懇談を持っていただきたい。

回答／了解した。

55. 北摂地域に聴覚障害者の障害特性やニーズに対応できる施設がありません。それで現在北摂聴覚障害者支援センター（就労支援B型）建設の取り組みを進めています。この施設として使用可能な大阪府所有の建物があれば提供するなど協力をしてください。

【基本回答】

北摂地域の府保有建物等については、現在ほぼ無いというのが実情。建物については耐用年数、耐震化などの問題もありお貸しするという発想はないとかが得ている。市町村を広げていただき該当物件等調整いただければと考えている。個別に相談させていただきたい。

発言／府で何ができるかを考えていただきたい。

回答／北摂の市町村にもお話をいただいていると言う事なので、市町村と調整しながら進めてまいりたい

56. 障害者優先調達推進法における2013年度大阪府調達方針に基づく実績と今年度の計画を明らかにしてください。また、府内各自治体の策定状況を明らかにし、取扱いの違いが生じないよう府として必要な措置を講じてください。

【基本回答】

平成25年度において330件、金額で1億4697万円の実績となっている。今後とも調達の促進を働きかけていく。現段階で調達方針の作成は平成25年3月現在で35市町村(81.5%)となっている。また、今年度の実施については、全市町村が調達方針の作成を予定している。今後とも、取り組みにできるだけ差異が生じないよう情報提供に努めてまいりたい。

発言／市町村によって取り組みに格差が生じている。具体的な数値目標を決めていない自治体も多い。

発言／府内43市町村の中での格差については承知している。市町村説明会と腕の働きかけと同時に、船井事業所を合わせた資料集を市町村に配布するなどしている。全庁的取り組みが必要なことから庁内調整が困難との感想を出される市町村もあるが、横の連携を密にさせていただくよう要請をしている。

57. 「難聴者のための手話教室」は中途失聴者の新たなコミュニケーション獲得の場です。難聴者のための手話教室の予算を増額してください。

【基本回答】

手話は重要なコミュニケーション手段と認識している。大阪府では手話を習得しておられない中途障害者等の聴覚障害者に手話講習会を開催している。手話サークルへの参加等を活用しながら、継続的に手話を学習していただく上での最初の機会として位置付けている。中途失聴者に対する手話講習会を今年度も開催していく。

発言／中途失聴者の手話教室は、話し言葉では進行できず、あわせて手話の習得がまだの方を対象としているために独自の困難をもっている。すぐに手話サークルにつながると言う事にもならず、講習会の予算を増やして希望する対象者を受け入れられるようにしてほしい。

回答／予算は昨年度より若干引き上げた。予算の範囲内ではあるが、対応については大聴協と協議してまいりたい。

58. 発達障害への啓発活動等を大阪府として進めてください。

【基本回答】

府内市町村及び障害者団体・地域福祉団体に構成する「ふれあいキャンペーン」で「ふれあい折り紙」を作成し、小学3年生を対象に配布しているところだ。「ふれあい折り紙」では平成24年度から発達障害の方への配慮についても記載している。大阪府ホームページで障の特性、配慮いただきたいこと等を盛り込んだ啓発冊子を作成・配布している。平成22年7月から啓発パンフレット「なんでかな？は気づきのスタート」を8000部作成し販売している。幼稚園・保育所対象の研修等で冊子配布を行ってきた。今年度からは「世界自閉症啓発デー」においてシンポジウムの実施などを予定している。また、民生委員・児童委員への研修においても理解促進を図っている。今後、様々な機会を通じて各種啓発に努めてまいりたい。

発言／2年前に発達障害がわかった。当事者として一般就労に向けた支援や啓発についてどのように考えているか

発言／一般就労に戻りたいと思いつつ、発達障害のことを考えると少し怖いと思ったりしている。

発言／本当のしんどさが伝わっているのかが疑問。

回答／啓発を進めていかないといけないことは十分に認識している。障害理解を進めることは一人ひとりの特性によってさまざまにあるので、地道に続けていく必要のある課題であると考えている。企業向けの冊子は作成していないが、企業を交えた場で発達障害の特性を広げていくことも含めて取り組んでいきたい。

発言／別の機会での懇談について検討していただきたい。

回答／了解した。

<介護保険制度>

59. 介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。当面、障害者サービスから介護保険制度の対象となった者については、障害者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料としてください。

【基本回答】

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念として実施されている。利用負担については低所得者に対してその軽減のための一定の配慮が行われている。サービスを利用する人としらない人の負担の均衡を図るために利用負担が設けられたものであるが、先の法改正で低所得の方にはより一層の軽減措置が講じられることとなった。介護保険制度は全国一律の制度であるため国においてその改善が図られるべきものと考えている。

60. 介護保険優先原則を撤回し、本人の必要性を重視して、介護保険制度・障害者施策の選択が行えるように国に要望してください。当面、厚生労働省通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」を踏まえ、障害者施策の提供を必要としている障害者に等しく制度が行きわたるよう、市町村への働きかけを行ってください。

①介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。また、当面の措置として、「骨格提言」でも示されている「介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする。」を早急に実現するよう国に求めてください。

②障害者施策による補装具支給を希望する障害者に対しては、介護保険制度の対象者であっても原則として障害者施策による補装具支給が行われるよう国に働きかけてください。また、介護保険を優先させる一律機械的な対応を行わないよう市町村明確にするよう求めるとともに、市町村自治体に柔軟な対応を働きかけてください。

【基本回答】

適切な自立支援給付を行うよう市町村に働きかけている。従前より国通知に基づき介護保険の給付だけでは十分なサービスが受けられない場合、実情を十分に聞き取ったうえで給付を行うよう市町村に助言を行っている。また、補装具については身体状況に個別に対応することが必要と判断される者に対して適切に交付されることとされている。大阪府としては各サービス間の利用調

整が円滑に行えるよう国に提言を行ってきた。

③重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

【基本回答】

適用関係通知において介護保険サービスに相当するものないサービスが例示されている。介護保険を一律に優先せず個別状況を踏まえて適切な支給決定が行われるよう市町村に助言している。外出支援については、通学、通勤、運転介助については認められていない。入院時の対応については認められていないが制度改善を国に求めている。医療報酬が算定されない外泊等については各市町村の判断でホームヘルプサービスを利用することは可能。

発言／適用関係通知のケアマネへの周知はどのように行っているのか

回答／ケアマネに対する研修については、更新時研修において1時間、障害者の制度全般に係る内容について講習をしている。

発言／重度訪問介護についてはどのように考えるのか

回答／重度訪問介護については、障害特有の事情があるのか等市町村において個々の事情に応じて判断されるべきもの。

発言／この問題については継続して話し合っていきたい。

④介護保険では身体介護に単位数をとられてしまうことや、全盲の重度障害者であっても介護認定ではほとんどの者が要支援1か2と判定されることなどから、必要な支援が受けられません。加えて社会参加を支援するための移動支援もありません。これまで受けてきた障害者施策が65歳の誕生日を境に受けられなくなるものがないよう必要な手立てを講じてください。

【基本回答】

要介護認定結果に基づきサービスが提供される。相当する介護サービスがある場合は介護から提供されるが、利用者の状況等に応じて一律に優先することとはしないこととなっている。

⑤大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を講じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。

【基本回答】

全国一律の制度であるため府独自の上乗せは困難。個別ケースごとに自立支援給付の適切な支給決定を行うよう市町村に助言している。

⑥地域支援事業を実施する場合は、障害者に対しては介護の経験がある有資格者を派遣するようにしてください。

【基本回答】

先の国会で可決した介護保険法改正において、介護予防訪問介護、介護予防通所介護等が地域支援事業に移行されることとなった。多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築を目指している。専門的なサービスが必要な人には引き続き専門的サービスの提供が必要と考えている。

⑦ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。

【基本回答】

利用者ニーズに応じたサービスを効果的に提供するためのものであり、サービス量の上限を示したのではなく必要な量の提供を行うことを趣旨としている。

61. ろうあ高齢者が介護保険制度を利用しやすくするため、以下の施策を実施してください。

①ろうあ高齢者への専門的支援（常時手話などでろうあ高齢者に対応できる職員がいる）をおこなっている事業所に対して、コミュニケーション支援に対する加算を国に要請してください。同

時に、コミュニケーション支援に対する負担分に大阪府独自の助成制度を設けてください。

(文書回答)

介護保険制度において、介護報酬は、全国一律の制度となっていることから、府としては、今後とも、介護保険制度の円滑な運営や制度の持続的・安定的な運営を図るため、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。なお、大阪府としては、「障がい者の介護保険利用について」という旧子を作成し市町村等に配布するとともに、「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について介護保険サービスに従事する皆さんへ」というリーフレットを作成し介護サービス事業者等へ配布し、ろうあ高齢者の方やその他の障がいを有する方が介護サービスを円滑に利用できるように努めているところです。

なお、全国民生主管部局長連絡協議会において、「コミュニケーションへの配慮が必要な方や様々な困難を伴う重度認知症高齢者など手厚いサービス内容が求められる方々に対し、円滑な介護保険サービスの提供が行われるよう障害者生活支援員の配置要件の見直し等必要な措置を講ずること」を要望しております。

②介護保険サービスを遠方から利用せざるをえないろうあ高齢者のための送迎などについて、独自の送迎加算、広域支援加算（特別地域加算や中山間地域等の加算と同様もしくはそれ以上の）を国に要請してください。同時に、送迎や移動によってろうあ高齢者または事業所が負担している経費に対して大阪府独自の助成制度を設けてください。

(文書回答)

介護報酬については、全国一律の制度となっていることから、大阪府としては、今後とも、介護保険制度の円滑な運営や制度の持続的・安定的な運営を図るため、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。

6 2. 大阪府介護保険認定審査会で聴覚障害をもつ高齢者の理解についての研修の場をつくってください。

【基本回答】

基本調査項目では判定できない際には特記事項等について適正に判定されることが必要と考えている。障害特性への理解や認定申請者の心身の状況への記載への対応等について研修を行っている。今後とも研修の充実に努める。

発言／審査会委員に対する聴覚障害者審査会の研修はどのような内容で行われているのか。

回答／合議体の長に集まっていた研修を行っている。障害特性についてはパンフレットを配布している。特記事項の読み方については、外部講師などの研修を行っている。特記事項への記入自体が不十分であると考えている。次回研修企画の際に本日いただいた意見を踏まえて検討を行ってまいりたい。

6 3. 大阪府下の各地域包括支援センターに対して、大阪聴力障害者協会が実施している介護保険事業（聴覚障害者専用）を紹介するよう市町村に働きかけてください。

【基本回答】

被保険者の心身の状況、置かれている環境などに応じて被保険者の選択に基づく効率的・総合的に行われるよう配慮しなければならないこととされている。市町村に対して大阪聴力障害者協会の介護保険事業のパンフレットを送付いただければ、大阪府から市町村担当部局宛に周知させていただく。

<就労・所得保障>

6 4. 非正規でなく正規雇用の障害者雇用を増やしてください。

(文書回答)

本府における障がい者の雇川については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和55年度から、身体障がい者特別選考を実施し、これまで226名の障がい者を採用するなど、雇川の推進に努めてきたところです。平成26年度当初においても身体障がい者を対象とした選考により、3名の方を採用するなど、採用数の確保に努めております。

こうした取り組みの結果、平成25年6月1日時点の大阪府知事部局の障がい者雇川率は3.56%となり、厚生労働省発表の都道府県障がい者雇用状況において、全国1位となっております。今後も全国トップクラスの障がい者雇用率を維持し、「第4次大阪府障がい者計画」に掲げる目標のもとで、障がい者の方が幅広く能力を発揮できるよう、職域開拓に努めながら、着実に取組んでまいります。

大阪府内の民間企業において雇用されている障がい者の数は、平成25年6月1日現在、3万9,217人で、前年より2,213人増え過去最高を更新しました。

65. 障害者を雇い入れる事業者が当該障害者の心身の状況や障害に配慮した労働環境を整備する（合理的配慮措置を講じる）ことに資するための、専門相談機関の設置を国に働きかけてください。

【基本回答】

平成25年6月に成立した雇用促進法一部改正で、雇用分野における差別の禁止、合理的配慮の提供義務を定めるとともに、事業主が定めるべき措置等についての指針を定めることとしている。平成28年の法施行に向けて改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の内容について検討するための検討会が設置され、本年6月に報告書が取りまとめられたところだ。今後、労働政策審議会で指針の策定に向けた議論が進められることとなっている。

66. ワークライフ事業委託にあたって、大阪ろうあ会館が積み上げてきた実績やノウハウを尊重し、ワークライフ事業の実情に応じて予算の増額に努めてください。

【基本回答】

職場におけるコミュニケーション手段の確保のみならず、聴覚障害者へのきめ細かな対応を行っていく上で、ワークライフ事業の予算確保に努めてきた。今後本事業を国制度として実施するよう、国に対しても働きかけていきたい。

発言／本事業の発展のために必要な予算確保をお願いしたい。

回答／前年と同額となってしまったが、今後増額に向け努力していきたい。

67. 職業にかかわる技術等の資格取得の際に専門学校等へ行く聴覚障害者の情報保障のために手話通訳派遣制度を創設してください。

【基本回答】

聴覚障害者にとって手話は重要なコミュニケーション手段であり、社会参加を進めていく上からも大切なものと認識している。意思疎通支援は地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところだ。大阪府では手話通訳に関する専門的な知識や聴覚障害者への深い理解を持った手話通訳者を養成するための養成研修事業を実施している。今後も養成に努めてまいりたい。

発言／職業技術を獲得するための手話通訳保障との要望にはどう応えるのか。

回答／困難だ。長期継続的な派遣について、市町村で十分に対応できない状況があることも承知している。

発言／手話言語法の制定も課題となっている。専門的な手話通訳の養成派遣については府の役割となっているので、大聴協を通じて相談させていただくので、対応をお願いしたい。

回答／了解した

68. 各福祉圏域にある「障害者就業・生活支援センター」は、筆談対応による意思疎通が難しい聴覚障害者にも対応できるように手話通訳の保障をしてください。または手話通訳者の派遣依頼方法を周知し、聴覚障害者が生活面と合わせて安心して相談ができ就労ができる体制を確立してください。

【基本回答】

聴覚障害者にとって手話は重要なコミュニケーション手段であり、社会参加を進めていく上からも大切なものと認識している。安心して就労生活を進めていく上で必要不可欠なものと考えている。大聴協の協力のもとワークライフ支援事業を実施し、障害者・就業生活支援センターの利用などに際しても、さまざまな支援を行っていただいていることも承知しており、今後ともこの事

業の周知に努めてまいりたい。

発言／障害者就業・生活支援センターを聴覚障害者利用していることは困難。筆談対応となっており手話での対応は困難だ。障害者就業・生活支援センターの集まりの中などでもワークライフ事業については周知をしていただきたい。

回答／了解した。

69. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。

【文書回答】

あはき師養成施設の認定につきましては、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」により、厚生労働大臣の権限となっており、都道府県知事は申請手続の経由事務を行っております。

大阪府では、晴眼者養成施設の新設・定員増の計画について相談があった場合、府内の養成施設の状況を説明するとともに、あん摩マッサージ指圧、鍼灸は、視覚障がい者の重要な職域である旨の大阪府並びに厚生労働省の基本的な考え方を伝えています。

また、養成施設の設置計画書を進達する際には、知事の意見書を添付することになっており、鍼灸師養成施設の場合、晴眼者のはり師及びきゆう師が増加すれば、府内の視覚障がい者の就職の機会等が著しく減少する恐れがあること、晴眼者との競合が激しくなることにより、視覚障がいのある施術者の生計の維持が難しくなる旨の意見を付しております。

厚生労働省に対しては、府内において養成施設のさらなる新設・定員増が認可された場合、視覚障がい者の就労の場の圧迫が今以上に懸念されること、養成施設の増加により、専任教員が不足し、質の高い教育水準が維持できない等の問題があることから、一定の認定制限を求めることを文書により要望しております。

70. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。

【基本回答】

無免許営業等の情報を得た段階で、速やかに保健所職員が現地に出向き適正な指導にあたっている。また、府民に対してはホームページなどで啓発を行っている。また、大阪府盲人クラブ連合会が発行する「ねんりん大阪」に同様の記事を掲載し啓発に努めている。無資格者の急増により有資格者が不利益を被っていることへの理解を広げるとともに、国に対しては、明確な基準を設けるよう求めている。今後も関係機関と連携を図り、関係先を指導してまいりたい。

発言／健康被害がなければ、無資格マッサージもOKとの誤解が広がっている。厚労省に対策を求めたところ2月に偉業類似行為に関する指導について通知を出している。これに対して府はどのように認識しているか。

回答／「あはき法」の届のない施術所への取り締まりは法に基づかないもの。健康被害が生じたときには指導することとなっている。国通知に基づき指導対象となる施術所が3カ所あり、事情を聴取しその内容を厚生労働省に報告したところだ。

~~71. マッサージや鍼灸治療の点数を大幅に引き上げるよう国に働きかけてください。(削除)~~

72. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め法の遵守を求めてください。

【基本回答】

保険者・患者などからの情報提供に基づき監査を行っている。不当不正な請求があった場合には療養費を返還させるとともに、5年間保険指定の取り消しの行政措置を行っている。近畿厚生局担当者の増員と合わせ平成24年度からは府職員を3名増員するなど体制を強化してきた。平成23年度は21件、24年度は22件、25年度は11件と行政処分件数も全国最多となっている。府内での受領委任取扱い事業者は毎年100件以上増えている中、保険請求は平成21年度をピークに毎年度減っており、52億円12パーセントの減少となっている。後期高齢者医療広域連合における支給額も平成21年度から11億円、6パーセントの減少となっている。柔整師

に対する指導のみならず患者に対する啓発も重要であり、大阪府保険者協議会とともに啓発ポスターを作製し6400カ所に配布した。今後とも近畿厚生局と連携しながら、国から示されたルールに沿って真面目に頑張っておられる施術者が安心して営業できるよう不正を取り締まって参りたい。

発言／奈良県橿原市が広告違反について独自調査・指導を開始したがそれについてどのように評価しているのか。柔整については4000億円を超える保険財源が使われている。

回答／本年4月11日に厚生労働省から通知が出され違法広告についての改善が求められ、大阪府としても関係先に周知をさせていただいたところだ。現在府としてはどこかの市に権限移譲すると言う事は考えていないが、可能な限り周知に努めたい。不正請求返還については、監査指摘1700万円程度。24年度6800万円程度と記憶している。療養費支給決定状況は確実に減ってきている。

73. 障害基礎年金について、障害者が自立し家族扶養に頼らずに生活できるよう増額を図るとともに、発達障害等の「新しい」障害も含め、障害や就労状況に柔軟に対応して生活実態に即した支給決定が行われるよう、制度の改善を国に働きかけてください。

【基本回答】

年金制度をはじめとする社会保障制度は基本的には国において全国一律に定められるべきもの。障害基礎年金の増額など所得保障制度を充実するよう国に要望を行っている。その充実について引き続き国に求めていきたい。

発言／発達障害と軽度の知的障害があるが、年金は支給されていない。私のようなものにも年金が支給されるように制度改善をお願いしたい。

回答／国において全国一律に対応されるべきものであるが、大阪府としてもその増額等について国に求めていきたい。

74. 生活保護制度を拡充して、国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する制度として機能するよう、国に働きかけてください。

【基本回答】

生活保護制度は生活に困窮する方に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。生存権を実現するものであることから、国が責任をもってなすべきものであり、その改善については今後とも国に要望してまいりたい。

<住宅・まちづくり・防災>

75. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①一般住宅への家賃助成制度を創設してください。

(文書回答)

民間賃貸住宅に入居する低所得者に対し、家賃の一部を補助する住宅バウチャー制度について、福祉部と住宅まちづくり部で検討を進め、国において検討が開始されるよう平成24年3月に厚生労働省及び国土交通省に対して制度提案を行いました。今年度も、国へ要望を行うこととしていきます。この他、障がい者等の入居を拒まない大阪あんしん賃貸住宅の登録促進や、家主・借主への支援など、障がい者が安心して入居できる環境づくりに取り組んでまいります。

②障害者住宅改造費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

(文書回答)

大阪府重度障がい者等住宅改造助成事業は、重度障がい者等が居住する住宅を障がいの程度及び状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することに要する費用を当該世帯に助成する市町村に対し、これに必要な助成経費を補助するものです。

重度障がい者等住宅改造助成事業の補助基準額については、平成25年度における住宅改造に要した総事業費から、1人当たり平均所要額を算出したところ、補助基準額100万円以内であ

るため、妥当なものと考えます。

また、改造助成については、限られた予算の範囲内で可能な限り多くの方が活用できるよう、原則1回限りとしています。事故、病気などにより障がい等級が変化し、新たに住宅改造が必要となる場合など、特段の事情で合理的な理由がある場合には助成を認めており、市町村に対してもこの旨周知しています。

76. 公営で必要時に何時でも介護が受けられる介護事業を併設させた「ケア付き住宅」をつくってください。

【文書回答】

地域生活を送られる障がい者への支援制度として、居宅介護事業があり、現在、サービス内容として、身体介護及び家事援助、通院等介助、通院等乗降介助、生活等に関する相談及び助言が国の基準に従って認められています。その障がい支援区分によりサービス量が決定されますので、まずお住まいの市町村に対し、相談を行ってください。

府営住宅の整備にあたっては、玄関、廊下、便所などの面積を大きくし、便所の手すりの設置や住戸内の段差解消などを行った「あいあい住宅」を供給するとともに、車いす常用の方々に対しては、人居者の障がいの程度や内容に応じた設計・施工を行うハーフメイド方式の「MAIハウス」を供給するなど、介助が必要になった場合にも住み続けることができる住宅の供給に努めております。

77. 中軽度障害者の交通運賃や有料道路料金の割引についても必要性を認め、対象となるように働きかけてください。

【基本回答】

公共交通機関における障害者割引制度は公共交通機関を利用される障害者の方々の自立と社会参加を促進する重要な制度と認識している。割引制度は各交通機関で制度化されているところであり、割引の内容について重度身体障害者となる1種の方と、それ以外の2種の方に対する割引の内容が異なっている。対象の改善・拡大について事業者に働きかけてまいりたい。

発言／関係機関にどのように働きかけているか。

回答／昨年12月、今年2月に文書を持参して要望を行った。その際の回答としてはバス事業者については平成24年度に標準約款が改善されたことをうけて議論をしたものの路線バスについては収支状況がかなり厳しいことなどから困難であること、鉄道・有料道路については全国展開されているため国施策として実施されるべきものと考えているとのことであった。

78. 各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。

①大阪市交通局が計画している御堂筋線の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。

【基本回答】

安全対策は基本的に鉄道事業者が行うことを原則としている。可動柵設置については大阪府として、政令市を除く1日当たりの乗降客が5000人以上の駅を対象に、国と同等の補助を行う制度を設けたところだ。御堂筋線における府下駅についても、整備事業費補助制度にのっとり国・地元市とともに予算に基づき補助を行っていく。

②ホーム可動柵（稼働柵）について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。

【基本回答】

平成23年8月、ホームドアの整備促進等に関する検討会「中間とりまとめ」に基づき、東京に続き関西でもJR西日本において実証実験が実施されているところだ。これらの検証結果を踏まえ今後対処していきたい。

発言／稼働柵の種類が多様となってきたがそのことについてどのように考えているか。

回答／車両により扉の位置が違うことに加え、横開きの可動柵設置には事業費がかさむなどの問題があり、桜島線での上下開きのものが試験されたと聞いている。今年度から六甲道で車掌の運

転動作なども取り入れた実証実験を行う予定であると聞いている。府としてはそれらの実証実験の結果を待って今後について検討を進めていきたい。

発言／JRあびこ駅が無人駅になると聞いている。府立視覚支援学校があり転落のリスク高い。また、民営鉄道協会については一駅も設置されていない。大阪府としても関係先に積極的に働きかけていただきたい。

回答／全国的な検証も踏まえて各鉄道事業者にもご検討をいただきたいと考えている。

③今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。

【基本回答】

ホームドアの整備促進等に関する検討会「中間とりまとめ」等を踏まえ、今後の方針や計画について、各事業者が安全事業計画書に基づき公表することとしている。計画が示された際には、整備事業費補助制度にのっとり国・地元市とともに助成を行っていくこととしたい。

79. 災害時要援護者に配慮した防災対策を整備してください。

①災害時要援護者プラン、要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの災害時要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。

【基本回答】

平成19年3月、市町村における「災害時要援護者支援プラン作成指針」を策定した。市町村に対してはこの指針をもとに支援プランを策定するよう求めてきた。こうした経過を経て現在全市町村において要援護者支援プランの全体計画の策定が完了している。昨年、災害対策基本法が一部改正されて避難行動要支援者名簿の策定が市町村に義務付けられた。これを受けて大阪府としては要支援者名簿策定のための市町村アンケートを本年3月に実施したところだ。避難所運営マニュアルについても、すべての市町村で整備されるよう求めていきたい。

発言／アンケートの集計の状況は？

回答／現在結果のとりまとめ作業中だ。結果についてはホームページで公開する予定だ。

②避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。

【基本回答】

大阪府の「避難所運営マニュアル作成指針」においても、要配慮者の相談窓口を設けることを定めているところだ。作成指針の趣旨を踏まえた適正な対応が図られるよう、市町村に働きかけてまいりたい。

③障害者をはじめとする災害時要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、必要に応じて近隣のホテル等の活用等も図ってください。加えて、府立支援学校等を広域的な視点から活用できるよう大阪府としてその整備を図ってください。また、福祉避難所を円滑に運営するための、マニュアル等の整備等について市町村への積極的な支援策を講じてください。

【基本回答】

避難行動要援護者、要支援者などへの対応については、福祉部、健康医療部と連携しつつ各施設に働きかけているところだ。支援学校の福祉避難所指定については、教育委員会との連携をはかりつつ教育委員会に対して働きかけてまいりたい。「避難所運営マニュアル作成指針」において定めている内容を踏まえ市町村において適切に対応されるよう働きかけてまいりたい。

発言／支援学校を福祉避難所に指定することに独自の困難はあるのか？

回答／支援学校が指定避難所に指定されることに関して、各段の問題はないと考えている。指定を受けるかどうかは支援学校の施設管理者が判断することとなっており、市町村からの要請に沿って判断することとなる。広域的な役割については、現時点で整理できているわけではないので、教育委員会と協議してお答えさせていただく。

④防災情報システムについて、聴覚障害、視覚障害、知的障害、発達障害などのコミュニケーションにさまざまな困難を抱えている方々がいることを前提として対策を講じるとともに、停電や携帯電話の不通等の事態に際したときの要配慮者への情報提供手段についての具体的な検討を図ってください。

【基本回答】

府内市町村と共同して、災害情報を提供するため「大阪防災ネット」を運営している。情報の提供に際しては、わかりやすさに努めている。避難行動要支援者への防災対策については、効果的対策が進められるよう努めてまいりたい。「災害時要援護者支援プラン作成指針」において、情報から取り残されることがないように、「だれがだれに何を伝えるのか」を明らかにしておく情報伝達経路を明確にしていくこと等を強調している。大阪府地域防災計画の改定についても、市民団体等の連携による対応や情報提供体制の確立を求めているところだ。

⑤地下空間対策に関して、所有者・管理者にその対策を求めるだけでなく、大阪府としての都市計画に係る最重要課題として位置付け、総合的な避難訓練の実施をはじめ、地下空間（高層ビルを含む）利用者への発災時の行動への心構え等の啓発・研修等を行政が主導して進めてください。

【基本回答】

民間ビルも含めた地下空間対策については、国において新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間は、所有者管理者主体となって水防法に基づく対応を行うこととなっている。地下空間への水の流入を防ぐために、止水板設置等のハード的な対策を講じるとともに、国等と連携した対応を進めることとしている。大阪府としては、津波・高潮ステーションをリニューアルし、地下空間における利用者の発災時の行動の基本について普及啓発を行っている。

発言／新たな知見に基づく対応の具体的な内容は？

回答／国で対策が検討されている。具体的なマニュアルを国交省が取りまとめるなど、具体的な成果も生まれている。また、大阪市においては、地下街対策についての協議会を設けており、大阪府としてもオブザーバーとして協議に参加している。

<参政権保障・その他>

80. 点字の選挙公報を発行するよう国に働きかけてください。

（文書回答）

公職選挙法においては、選挙公報を点字で発行する旨の定めはありませんが、当委員会としましては、視覚に障がいのある選挙人に対して、候補者等の政見を知る機会を確保することが必要であるとの観点から、これまでも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行ってまいりました。

また、当委員会では、従来から視覚に障がいのある選挙人の選挙権行使について、現行法の範囲内でできる限りの支援を図るという考えのもと、次のような取組みを行っているところです。

○当委員会が管理執行する選挙（衆議院小選挙区、参議院選挙区、府知事、府議会議員選挙）における取組み

・一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会が選挙公報の全文等を点字化した「月刊府視協号外」の購入、配付

・同協会が選挙公報の全文等を音訳し、録音した音声テープ「選挙のお知らせ」の購入、配付

○国が管理執行する選挙（衆・参議院比例代表選挙）における取組み

・社会福祉法人日本盲人福祉委員会が選挙公報の全文等を点字化した「点字毎日号外」の購入、配付

・同委員会が選挙公報の全文を音声テープ版及び音声コード付き拡大文字版化した「愛盲時報号外」の購入、配付当委員会としましては、要望の趣旨を踏まえて、今後も視覚に障がいのある方の選挙権行使について支援を行うとともに国に対しても働きかけてまいりたいと考えております。

81. 点字の在宅投票（郵便投票）を認めてください。

（文書回答）

選挙の投票については、公職選挙法において選挙当日に投票所へ行けない選挙人の投票権を確保するために「不在者投票」制度が設けられています。その中で、両下肢に重度の障がいのある方などについては、自宅等において投票できる「郵便等による不在者投票」の制度が設けられていますが、この制度では、点字による投票については対象とされておりません。当委員会としましては、障がいのある方や寝たきり高齢者など外出が困難な方が参政権を行使する上で「郵便等による不在者投票」制度の拡充が重要であるとの観点から、これまでも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行ってまいりましたが、要望の趣旨を踏まえて引き続き国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

82. 各事業所では、緊急対応を行う場合がある為、駐車禁止除外者証を各事業所1枚ずつ支給してください。

(文書回答)

駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができる車両は、大阪府道路交通規則 第2条の7 第3項第9号に掲げる車両であることから、知事又は市町村長から指定を受けて各種の障害者福祉サービスを提供する事業所が使用する車両につきましては、交付を受けることができません。しかし、当該事業所の使用する車両であっても、同規則第8条に基づき、交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する時間帯でなく、かつ、用務を達成するため必要な時間を越えて駐車するものでないこと等の要件に該当し、「緊急対応を行う必要がある場合」には、その場所を管轄する警察署長に対して電話等により駐車許可を申請することができることとなっております。今後とも、同規則に基づいて適正に対応してまいりたいと考えております。

以上